

目 次

【全課程共通】

長崎大学大学院学則	1
長崎大学学位規則	25
長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程	35
長崎大学大学院医歯薬学総合研究科学位審査規程	83
医歯薬学総合研究科学位審査に関する申し合わせ	91
長崎大学長期履修規程	101
長崎大学大学院医歯薬学総合研究科における長期履修に関する内規	103
医歯薬学総合研究科に所属する学生の「留学」条件（申し合せ）	104
諸手続等一覧	105

【博士課程・博士後期課程】

医歯薬学総合研究科博士課程における入学前の既修得単位の認定等に関する申し合わせ	107
医歯薬学総合研究科における研究指導計画書に関する申合せ	109
研究指導の委託に関する申し合わせ	110
学生の成績評価に関する異議申し立て及び教員の成績追加・変更に関する取扱要領	111
医歯薬学総合研究科博士課程・博士後期課程に所属する学生が海外渡航する際の申し合せ	112

【修士課程 保健学専攻】

医歯薬学総合研究科保健学専攻における研究指導計画書に関する申合せ	115
医歯薬学総合研究科保健学専攻における成績の疑義申し立てに関する申合せ	116

【研究活動】

共同利用施設	117
--------	-----

長崎大学大学院学則

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 教育課程等（第7条の2—第17条の3）
- 第3章 課程の修了要件及び学位の授与（第18条—第22条）
- 第4章 入学，転学，休学，退学，再入学等（第23条—第37条）
- 第5章 除籍，表彰及び懲戒（第38条）
- 第6章 検定料，入学料及び授業料（第39条—第41条）
- 第7章 科目等履修生，研究生，特別聴講学生，特別研究学生，特別の課程及び外国人留学生（第42条—第46条）
- 第8章 教員の免許状授与の所要資格の取得（第47条）
- 第9章 国際連携専攻（第48条—第58条）
- 第10章 雑則（第59条—第61条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 長崎大学大学院（以下「本学大学院」という。）は，国立大学法人長崎大学基本規則（平成16年規則第1号）第3条に規定する理念に基づき，実践的問題解決能力と政策立案能力を有し国際的問題及び地域の諸課題を解決しうる高度専門職業人並びに豊かな創造的能力を有し先導的知を創出しうる研究者を養成し，もって広く人類に貢献することを目的とする。

2 本学大学院の修業年限，教育課程，教育研究組織その他の学生の修学上必要な事項については，この学則の定めるところによる。

（教育研究上の目的の公表等）

第1条の2 各研究科及び学環は，研究科若しくは専攻又は学環ごとに，人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科規程又は学環規程に定め，公表するものとする。

（課程）

第2条 本学大学院の課程は，修士課程，博士課程及び専門職学位課程（学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第2項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。

2 修士課程は，広い視野に立って精深な学識を授け，専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(研究科及び学環の専攻，課程，収容定員等)

第3条 研究科及び学環の専攻及び課程は、次のとおりとする。

研究科・学環	専攻	課程	
		前期2年の課程	博士課程
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	前期2年の課程	博士課程
		後期3年の課程	
教育学研究科	教職実践専攻	専門職学位課程	
経済学研究科	経済経営政策専攻	前期2年の課程	博士課程
	経営意思決定専攻	後期3年の課程	
総合生産科学研究科	総合生産科学専攻	前期2年の課程	博士課程
		後期3年の課程	
		博士課程	
医歯薬学総合研究科	保健学専攻	修士課程	
	災害・被ばく医療科学共同専攻		
	医療科学専攻，新興感染症病態制御学系専攻，放射線医療科学専攻，先進予防医学共同専攻	博士課程	
	生命薬科学専攻	前期2年の課程	博士課程
後期3年の課程			
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻	前期2年の課程	博士課程
		後期3年の課程	
	長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻	後期3年の課程	
プラネタリーヘルス学環	—	後期3年の課程	博士課程

2 多文化社会学研究科，経済学研究科，総合生産科学研究科（総合生産科学専攻グリーンシステム科学コースを除く。），水産・環境科学総合研究科，医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻の博士課程は，前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し，博士前期課程は，修士課程として取り扱うものとする。

- 3 教育学研究科教職実践専攻は、専門職学位課程のうち専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第26条に規定する教職大学院の課程とする。
- 4 医歯薬学総合研究科災害・被ばく医療科学共同専攻は第7条の5に規定する共同教育課程として福島県立医科大学と共同実施する修士課程とし、医歯薬学総合研究科先進予防医学共同専攻は第7条の5に規定する共同教育課程として千葉大学及び金沢大学と共同実施する博士課程とする。
- 5 熱帯医学・グローバルヘルス研究科長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻は、ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院と連携して教育を実施する博士後期課程とする。
- 6 プラネタリーヘルス学環は、第7条の6に規定する研究科等連係課程実施基本組織として、多文化社会学研究科、経済学研究科、総合生産科学研究科、医歯薬学総合研究科及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科の緊密な連係及び協力の下、実施する博士後期課程とする。
- 7 研究科及び学環の収容定員は、別表第1のとおりとする。

（講座）

第4条 前条第1項に掲げる研究科に、講座等を置くことができる。

- 2 前項の講座等は、別に定める。

（標準修業年限）

第5条 教育学研究科専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育上の必要があると認められる場合は、学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、1年以上2年未満の期間又は2年を超える期間とすることができるものとする。

- 2 前項の場合において、1年以上2年未満の期間とすることができるのは、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限る。
- 3 医歯薬学総合研究科保健学専攻及び災害・被ばく医療科学共同専攻の修士課程の標準修業年限は2年とする。
- 4 熱帯医学・グローバルヘルス研究科の博士課程の標準修業年限は5年（同研究科グローバルヘルス専攻の博士前期課程に置く熱帯医学コースを修了し、博士後期課程に進学した者にあつては4年）とし、博士前期課程の熱帯医学コースの標準修業年限は1年、熱帯医学サテライトコース、国際健康開発コース、国際健康開発サテライトコース、ヘルスイノベーションコース及びヘルスイノベーションサテライトコースの標準修業年限は2年とし、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。
- 5 多文化社会学研究科、経済学研究科、総合生産科学研究科及び医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻の博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

6 医歯薬学総合研究科医療科学専攻，新興感染症病態制御学系専攻，放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程の標準修業年限は，4年とする。

7 プラネタリーヘルス学環博士後期課程の標準修業年限は，3年とする。

(入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮)

第5条の2 第15条の3の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位を本学大学院において修得したものとみなす場合であつて，当該単位の修得により本学大学院の修士課程又は博士課程（博士後期課程を除く。）の教育課程の一部を履修したものと認めるときは，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし，この場合においても，修士課程（博士前期課程を含む。）については，当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

2 前項に規定する在学期間の短縮は，修士課程を修了した者が博士課程に入学し，修士課程における在学期間を博士課程での在学期間に含める場合については適用しない。

(在学期間)

第6条 本学大学院における在学期間は，第5条に規定する標準修業年限の2倍を超えることができない。

(学年，学期及び休業日)

第7条 本学大学院の学年，学期及び休業日は，長崎大学学則（平成16年学則第1号。以下「本学学則」という。）第7条から第9条までの規定を準用する。

第2章 教育課程等

(教育課程の編成方針)

第7条の2 各研究科（教育学研究科を除く。）及び学環は，当該研究科及び専攻並びに学環の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し，体系的に教育課程を編成するものとする。

2 前項の教育課程の編成に当たっては，各研究科及び学環は，専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに，当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3 教育学研究科は，その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し，体系的に教育課程を編成するものとする。

(博士課程教育リーディングプログラム)

第7条の3 本学大学院に，専門分野の枠を超え俯瞰力と独創力を備え，広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成する教育を行う博士課程教育リーディングプログラムを開設する。

2 前項の博士課程教育リーディングプログラムの名称並びに実施する研究科及び専攻は、次の表のとおりとする。

名称	研究科	専攻
熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成プログラム	医歯薬学総合研究科	新興感染症病態制御学系専攻

3 博士課程教育リーディングプログラムに関し、必要な事項は、別に定める。

(卓越大学院プログラム)

第7条の4 本学大学院に、新たな知の創造と活用を主導し、次代を牽引する価値を創造するとともに、社会的課題の解決に挑戦して、社会にイノベーションをもたらすことができる博士人材を育成する教育を行う博士課程の卓越大学院プログラムを開設する。

2 卓越大学院プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(共同教育課程の編成)

第7条の5 研究科は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第7条の2第1項の規定にかかわらず、他の大学院が開設する授業科目を、当該研究科の教育課程の一部とみなして、当該研究科及び他の大学院ごとにそれぞれ同一内容の教育課程を編成することができる。

2 前項に規定する教育課程（以下「共同教育課程」という。）を編成する研究科及び他の大学院（以下「構成大学院」という。）は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。

(研究科等関係課程実施基本組織)

第7条の6 横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であって、教育研究に支障がないと認められる場合には、本学大学院に置かれる2以上の研究科（この条の規定により置かれたものを除く。以下この条において同じ。）との緊密な関係及び協力の下、当該2以上の研究科が有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する研究科以外の基本組織を置くことができる。

(教育方法)

第8条 各研究科（教育学研究科を除く。）及び学環における教育は、授業科目の授業及び研究指導により行う。

2 前項の授業については、本学学則第32条の規定を準用する。

3 教育学研究科における教育は、授業科目の授業により行う。この場合において、教育学研究科は、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うよう配慮しなければならない。

4 前項の授業については、十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる場合に限り、本学学則第32条第2項の規定を準用することができる。

第8条の2 前条の授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当する。

2 前条の研究指導は、教授が担当するものとする。ただし、特に必要があるときは、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第9条に掲げる資格を有する准教授、専任の講師又は助教が担当することができる。

（単位の計算方法）

第9条 本学大学院における単位の計算方法については、本学学則第33条の規定を準用する。

（履修方法等）

第10条 各研究科及び学環における授業科目の内容及び単位数並びに研究指導の内容並びにこれらの履修方法については、各研究科及び学環において定めるものとする。

（履修科目の選定）

第11条 履修する授業科目の選定は、指導教授の指示に従うものとする。

（考査及び単位の授与）

第12条 学生が一の授業科目を履修した場合には、考査を行い、合格した者に対しては、単位を与える。

2 考査は、試験、研究報告その他の方法により行うものとする。

第13条 授業科目の成績は、AA、A、B、C及びDの評語をもって表し、AA、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科又は学環が教育上有益と認めるときは、研究科規程又は学環規程の定めるところにより、授業科目の成績を異なる評語で表すことができる。

3 不合格の授業科目については、再試験を行うことがある。

（教育方法の特例）

第14条 本学大学院の課程において、教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により、教育を行うことができる。

（成績評価基準等の明示等）

第14条の2 各研究科及び学環は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各研究科及び学環は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第14条の3 各研究科及び学環は、当該研究科及び学環の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他の研究科若しくは専攻又は学環における履修等)

第15条 学長は、第11条に規定する履修科目の選定に当たって指導教授が教育上必要と認めるときは、所属研究科又は学環の教授会の議を経て、他の研究科若しくは専攻又は学環の授業科目を指定して、履修させることができる。

2 前項に規定する他の研究科及び学環の授業科目の履修については、あらかじめ当該他研究科及び学環と協議の上、実施するものとする。

3 前2項の規定により履修した授業科目の修得単位は、各研究科又は学環の定めるところにより、第18条、第19条又は第20条に規定する単位とすることができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第15条の2 学生が他の大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると各研究科又は学環において認めるときは、あらかじめ当該他の大学院と協議の上、学生が当該他の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定に基づき学生が履修した授業科目について修得した単位は、15単位(教育学研究科にあっては、修了要件として定める単位数の2分の1)を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、学生が、第16条の規定により外国の大学院に留学する場合、休学期間中に外国の大学院の授業科目を履修する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。ただし、教育学研究科にあっては、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合については、準用しない。

(特別の課程の履修等)

第15条の3 学生が行う学校教育法第105条の規定により大学院が編成する特別の課程(履修資格を有する者が、同法第102条第1項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。)における学修について、教育上有益であると認めるときは、本学大学院における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第2項及び第3項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位（教育学研究科にあつては、修了要件として定める単位数の2分の1）を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第15条の4 学生が本学大学院に入学する前に次の各号の一に該当する単位を有する場合において、教育上有益であると認めるときは、その単位を入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(1) 大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位

(2) 大学院設置基準第15条の規定により準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に規定する科目等履修生として修得した単位

(3) 大学院設置基準第15条の規定により準用する大学設置基準第31条第2項に規定する特別の課程（履修資格を有する者が、学校教育法第102条第1項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）の履修生として修得した単位

2 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。この場合において、当該単位数は、第15条の2第2項及び第3項並びに前条第1項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、教育学研究科にあつては、第1項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、第15条の2第2項及び第3項並びに前条第1項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数及び第20条の2第2項の規定により免除する単位数と合わせて修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

（留学及び長期にわたる教育課程の履修）

第16条 本学大学院の学生の留学及び長期にわたる教育課程の履修については、本学学則第24条及び第39条の規定を準用する。この場合において、第39条中「第4条に規定する修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、同条中「卒業」とあるのは「課程を修了」と読み替えるものとする。

（他の大学院等における研究指導）

第17条 学長は、所属研究科又は学環の教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等とあらかじめ協議の上学生が、当該他大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項に規定する研究指導が外国において行われる場合は、これを留学として取り扱い、その期間は第18条、第19条又は第20条に規定する在学期間に算入する。

(履修科目の登録の上限)

第17条の2 教育学研究科は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(共同教育課程に係る単位の認定等)

第17条の3 共同教育課程を編成する研究科は、学生が他の大学院において履修した当該共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該研究科における共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

2 共同教育課程を編成する研究科は、学生が他の大学院において受けた当該共同教育課程に係る研究指導を、当該研究科において受けた共同教育課程に係るものとみなすものとする。

第3章 課程の修了要件及び学位の授与

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第18条 削除

2 医歯薬学総合研究科保健学専攻及び災害・被ばく医療科学共同専攻の修士課程並びに博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年(2年以外の標準修業年限を定める学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、研究科規程に定める単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

3 第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コースの博士前期課程の修了の要件は、当該課程に1年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、特定の課題についての研究の成果又は修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

4 第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻の熱帯医学サテライトコース、国際健康開発コース、国際健康開発サテライトコース、ヘルスイノベーションコース及びヘルスイノベーションサテライトコースの博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、特定の課題についての研究の成果又は修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

5 共同教育課程である修士課程の修了要件は、第2項に定めるもののほか、それぞれの構成大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上を修得することとする。ただし、当該単位数には、第15条から第15条の3まで及び第17条の3の規定により修得した単位、修得したものとみなすことができる単位又はみなすものとする単位を含まないものとする。

第18条の2 前条第2項の規定にかかわらず、第3条第2項に規定する博士課程の博士前期課程の修

了の要件は、当該博士課程の博士前期課程及び博士後期課程を通じて一貫した人材養成上の目的を有する研究科規程に定める学生の履修上の区分において、当該目的を達成するために必要と認められる場合には、前条第2項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

- (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士前期課程において修得すべきものについての審査
(博士後期課程の修了要件)

第19条 削除

- 2 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年（専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、総合生産科学研究科総合生産科学専攻及びプラネタリーヘルス学環にあつては15単位以上を、多文化社会学研究科多文化社会学専攻、経済学研究科経営意思決定専攻、医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻にあつては16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 3 大学院設置基準第16条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者（第18条第2項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者を含む。）については、前項ただし書中「1年」とあるのは「3年から当該課程における在学期間（2年を限度とする。）を減じた期間とする。」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。
- 4 次の各号の一に該当する者については、第2項ただし書中「1年」とあるのは「3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。
 - (1) 大学院設置基準第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程（第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コースの博士前期課程を含む。）を修了した者
 - (2) 専門職大学院設置基準第2条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした専門職学位課程（第5条第1項ただし書の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした教育学研究科教職実践専攻の専門職学位課程を含む。）を修了した者
(博士課程の修了要件)

第20条 総合生産科学研究科総合生産科学専攻グリーンシステム科学コースの博士課程の修了の要件は、当該課程に5年以上在学し、45単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

2 医歯薬学総合研究科医療科学専攻，新興感染症病態制御学系専攻，放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程の修了の要件は，当該課程に4年以上在学し，研究科規程に定める単位数以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，3年以上在学すれば足りるものとする。

3 共同教育課程である博士課程の修了の要件は，前項に定めるもののほか，それぞれの構成大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上を修得するものとする。ただし，当該単位数には，第15条から第15条の3まで及び第17条の3の規定により修得した単位，修得したもののみならずことができる単位又はみなすものとする単位を含まないものとする。

（教職大学院の課程の修了要件）

第20条の2 教職大学院の課程の修了の要件は，当該課程に2年（2年以外の標準修業年限を定める学生の履修上の区分にあつては，当該標準修業年限）以上在学し，45単位以上（高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として幼稚園，小学校，中学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。）を修得することとする。ただし，研究科において必要と認めるときは，在学期間及び修了要件単位に加え，修了の要件を課すことができる。

2 学長は，教育学研究科教授会の議を経て教育上有益であると認めるときは，教職大学院の課程に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について，10単位を超えない範囲で，前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

（教職大学院の課程における在学期間の短縮）

第20条の3 学長は，教育学研究科教授会の議を経て第15条の3第1項の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位を教職大学院の課程において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により本学大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし，この場合においても，当該教職大学院の課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

（学位の授与）

第21条 修士課程，博士課程又は専門職学位課程の修了要件を満たした者には，所属研究科又は学環の教授会の議を経て，学長（医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻及び先進予防医学共同専攻にあつては，各共同専攻の教育課程を構成する大学の長）が課程の修了を認定し，修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか，博士課程（医歯薬学総合研究科の博士課程を除く。）において，第18条第2項から第4項まで又は第18条の2に規定する修士課程の修了要件を満たした者には，所属研

究科の教授会の議を経て、学長が修士の学位を授与することができる。

第22条 前条の学位の授与に関し必要な事項については、長崎大学学位規則（平成16年規則第11号。以下「学位規則」という。）の定めるところによる。

第4章 入学、転学、休学、退学、再入学等

（入学の時期）

第23条 学生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後期の始めに入学させることができる。

（修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の入学資格）

第24条 修士課程、博士前期課程（第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コース及び熱帯医学サテライトコースを除く。）及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）又は専攻科（当該専攻科を置く専修学校の特定専門課程（学校教育法第125条の2第1項に規定する特定専門課程をいう。以下同じ。）における教育との連続性に配慮した教育課程を編成していることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、各研究科におい

て、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10) 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コース及び熱帯医学サテライトコースに入学することのできる者は、前項各号のいずれかに該当し、かつ、医師の免許（外国における医師の免許を含む。）取得後2年以上の臨床経験を有する者又はこれに相当する能力を有すると研究科が認めた者とする。

3 第1項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、各研究科において、当該研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、本学大学院に入学させることができる。

（博士後期課程の入学資格）

第25条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同程度の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (8) 各研究科及び学環において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同程度の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（博士課程の入学資格）

第26条 総合生産科学研究科総合生産科学専攻グリーンシステム科学コースの博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）又は専攻科（当該専攻科を置く専修学校の特定専門課程における教育との連続性に配慮した教育課程を編成していることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
 - (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、各研究科において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (10) 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 大学（医学、歯学、修業年限6年の薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を卒業した者
 - (2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
 - (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定

するものの当該課程を修了した者

(5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号）

(7) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、研究科において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(8) 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に規定する大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

3 前2項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、各研究科において、当該研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、本学大学院に入学させることができる。

（入学志願の手続）

第27条 入学志願者は、所定の手続により願出なければならない。

（選抜試験）

第28条 入学志願者に対しては、長崎大学入学者選抜規則（平成16年規則第16号）の定めるところにより、選抜試験を行う。

（合格者の決定）

第29条 前条の選抜による合格者の決定は、各研究科及び学環の教授会の議を経て、学長が行う。

（入学手続及び入学許可）

第30条 第28条に規定する入学者選抜の結果に基づき、合格の通知を受けた者の入学の手続及び入学の許可については、本学学則第18条及び第19条の規定を準用する。

（転入学等）

第31条 次の各号のいずれかに該当する者が、転入学又は転科を願出たときは、学期の始めに限り、選考の上、許可することがある。

(1) 他の大学院に在学する者又は修了し、若しくは退学した者で転入学を志望するもの

(2) 他の研究科若しくは学環に在学する者又は修了し、若しくは退学した者で転科を志望するもの

(3) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学する者又は当該課程を修了し、若しくは退学した者（第24条から第26条に規定する入学資格を有する者に限る。）で転入学を志望するもの

(4) 国際連合大学の課程に在学する者又は当該課程を修了し、若しくは退学した者で転入学を志望するもの

2 前項により転入学又は転科を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位並びに在学年数の認定は、所属研究科又は学環の教授会の議を経て、学長が決定する。

3 前2項の規定は、専攻を変更する場合に準用する。

第32条 前条第1項による転入学願又は転科願は、所属の学長、研究科長又は学環長の紹介状を添えて、志願する研究科長又は学環長に提出するものとする。

第33条 本学大学院の学生が、他の大学院に転学しようとするときは、指導教授を経て、研究科長又は学環長に転学願を提出するものとする。

2 学長は、所属研究科又は学環の教授会の議を経て転学の事由が適当であると認めるときは、その転学を許可することができる。

3 前2項の規定は、他の研究科又は学環に転科を志望する場合にこれを準用する。

(休学及び復学)

第34条 休学及び復学に関しては、本学学則第21条から第23条までの規定を準用する。

2 休学期間は、通算して、標準修業年限を超えることができない。

(退学)

第35条 退学に関しては、本学学則第25条の規定を準用する。

(再入学)

第36条 再入学に関しては、本学学則第27条の規定を準用する。ただし、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の退学者にあつては2年以内に、博士後期課程の退学者にあつては3年以内に、総合生産科学研究科総合生産科学専攻グリーンシステム科学コースの博士課程の退学者にあつては5年以内に、医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程の退学者にあつては4年以内に、再入学を願い出た場合に限る。

(進学)

第37条 本学の大学院修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程を修了し、引き続き博士課程（多文化社会学研究科多文化社会学専攻、経済学研究科経営意思決定専攻、総合生産科学研究科総合生産科学専攻、医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻並びにプラネタリーヘルス学環にあつては、博士後期課程）に進学を志願する者については、

各研究科規程及び学環規程の定めるところにより，選考の上，進学を許可する。

第5章 除籍，表彰及び懲戒

(除籍，表彰及び懲戒)

第38条 除籍，表彰及び懲戒に関しては，本学学則第28条，第49条及び第50条の規定を準用する。

第6章 検定料，入学料及び授業料

(検定料等の額及びその徴収方法等)

第39条 検定料，入学料及び授業料の額並びに徴収方法等は，長崎大学授業料，入学料，検定料及び寄宿料徴収規程（平成16年規程第92号）の定めるところによる。

(料金の返還)

第40条 既納の料金は，返還しない。ただし，次の各号の一に該当する場合は，当該料金の相当額（第2号の場合にあっては後期分の授業料相当額を，第3号の場合にあっては退学した翌月以降の授業料相当額をいう。）を返還するものとする。

- (1) 入学を許可されるときに前期分又は前期分及び後期分の授業料を納入した者が，入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退し，授業料の返還を申し出たとき。
- (2) 前期分の授業料納入の際に後期分の授業料を併せて納入した者が，後期分の授業料の納入時期前に休学又は退学したとき。
- (3) 授業料を納入した研究生が，在学期間の中で退学し，授業料の返還を申し出たとき。

第41条 入学料の免除及び徴収猶予，授業料の納期並びに授業料の免除及び徴収猶予並びに休学，退学，転学等に係る授業料については，本学学則第53条から第58条までの規定を準用する。

第7章 科目等履修生，研究生，特別聴講学生，特別研究学生，特別の課程及び外国人留学生 (科目等履修生)

第42条 本学大学院の学生以外の者で，本学大学院が開設する授業科目のうち一又は複数の授業科目について履修を希望するものがあるときは，選考の上，科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関する規則は，別に定める。

(研究生)

第43条 本学大学院において特殊の事項について研究を希望する者があるときは，選考の上，研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する規則は，別に定める。

(特別聴講学生)

第44条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で，本学大学院の特定の授業科目を履修するこ

とを希望するものがあるときは、当該他大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

- 2 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。
- 3 特別聴講学生に係る授業料については、科目等履修生と同様とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、特別聴講学生が学術交流協定等において授業料を徴収しないこととしている外国の大学院の学生又は大学間相互単位互換協定において授業料を徴収しないこととしている大学院の学生であるときは、授業料を徴収しない。
- 5 既納の授業料は、返還しない。
- 6 実験、実習に要する実費は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。
(特別研究学生)

第45条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で、本学大学院又は研究所等において研究指導を受けようとするものがあるときは、当該他大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。

- 2 特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。
- 3 特別研究学生に係る授業料については、研究生と同様とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、特別研究学生が学術交流協定等において授業料を徴収しないこととしている外国の大学院の学生又は特別研究学生交流協定等において授業料を徴収しないこととしている大学院の学生であるときは、授業料を徴収しない。
- 5 既納の授業料は、返還しない。
- 6 実験、実習に要する実費は、必要に応じ特別研究学生の負担とする。
(特別の課程)

第45条の2 学長は、本学大学院の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

- 2 前項に規定する特別の課程（履修資格を有する者が、学校教育法第102条第1項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）に関して、あらかじめ単位の授与を公表している当該課程を修了した者に対し、単位を与えることができる。
- 3 本学大学院の学生が第1項に規定する特別の課程を履修することが教育上有益であると認めるときは、当該課程を履修させることができる。

(外国人留学生)

第46条 外国人留学生として本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第8章 教員の免許状授与の所要資格の取得

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第47条 各研究科の専攻において、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を取得した者は、教員の免許状授与の所要資格を取得することができる。

2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第2のとおりとする。

第9章 国際連携専攻

(国際連携専攻の設置)

第48条 研究科は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、外国の大学院と連携して教育研究を実施するための専攻（以下「国際連携専攻」という。）を置くことができる。

(教育課程の編成)

第49条 国際連携専攻を置く研究科は、第7条の2第1項の規定にかかわらず、国際連携専攻において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）が開設する授業科目を当該研究科の教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学院と連携した教育課程を編成することができる。

2 国際連携専攻は、前項に規定する教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国大学院との協議の場を設けるものとする。

3 国際連携専攻における教育は、授業科目の授業又は研究指導により行う。

4 単位の計算方法、履修方法及び履修科目の選定については、第9条から第11条までの規定にかかわらず、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

(課程の修了要件)

第50条 国際連携専攻である博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第51条 学位の授与については、この学則及び学位規則に定めるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

(入学、進学等)

第52条 国際連携専攻の入学時期は、第23条を準用する。

第53条 国際連携専攻の入学資格は、第24条及び第25条に定めるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

第54条 国際連携専攻の入学志願の手続、選抜試験、合格者の決定、入学手続及び入学の許可につい

ては、第27条から第30条までの規定にかかわらず、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

第55条 本学の大学院修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程を修了し、引き続き博士課程国際連携専攻（熱帯医学・グローバルヘルス研究科長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻にあつては、博士後期課程）に進学を志願する者については、連携外国大学院と協議し、選考の上、進学を許可する。

（除籍、表彰及び懲戒）

第56条 国際連携専攻の学生の除籍、表彰及び懲戒については、第38条の規定によるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

（検定料、入学料及び授業料）

第57条 国際連携の検定料、入学料及び授業料については、第39条から第41条までに定めるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

（協議等）

第58条 国際連携専攻に係る次に掲げる事項については、この学則に定めるもののほか、連携外国大学院と協議の上、別に定める。

- (1) 教育組織の編成に関する事項
- (2) 学生の在籍の管理及び安全に関する事項
- (3) 学生の奨学及び厚生補導に関する事項
- (4) 教育研究活動等の状況の評価に関する事項
- (5) その他国際連携専攻に関する事項

第10章 雑則

（補則）

第59条 この学則に定めるもののほか、研究科又は学環に関し必要な事項は、研究科長又は学環長が学長の承認を得て、定めることができる。

第60条 この学則に定めるもののほか、本学大学院の学生に関し必要な事項は、本学学則を準用する。

第61条 本学学則をこの学則に準用する場合は、「学部」を「研究科又は学環」、「学部長」を「研究科長又は学環長」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則（令和8年2月20日学則第2号）

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 総合生産科学研究科の入学定員及び収容定員は、改正後の別表第1 総合生産科学研究科の項の規定にかかわらず、令和6年度から令和9年度までについては、次のとおりとする。

(1) 令和6年度

研究科・学環	専攻	修士課程及び 博士前期課程		博士課程及び 博士後期課程		専門職学位課程	
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
総合生産科学 研究科	総合生産科学専攻	315	315	60	60		
	小計	315	315	60	60		

(2) 令和7年度

研究科・学環	専攻	修士課程及び 博士前期課程		博士課程及び 博士後期課程		専門職学位課程	
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
総合生産科学 研究科	総合生産科学専攻	315	630	60	120		
	小計	315	630	60	120		

(3) 令和8年度

研究科・学環	専攻	修士課程及び 博士前期課程		博士課程及び 博士後期課程		専門職学位課程	
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
総合生産科学 研究科	総合生産科学専攻	315	630	60	180		
	小計	315	630	60	180		

(4) 令和9年度

研究科・学環	専攻	修士課程及び 博士前期課程		博士課程及び 博士後期課程		専門職学位課程	
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
総合生産科学 研究科	総合生産科学専攻	315	630	60	185		
	小計	315	630	60	185		

3 工学研究科及び水産・環境科学総合研究科は、改正後の長崎大学大学院学則の規定にかかわらず、令和6年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、なお従前の例による。

4 前項の場合において、別表第1の規定にかかわらず、工学研究科及び水産・環境科学総合研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科・学環	専攻	課程	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
工学研究科	総合工学専攻	博士前期課程	220	0	0	0
	生産システム工学専攻	博士後期課程	30	15	0	0
	グリーンシステム創成科学専攻	博士課程	20	15	10	5
水産・環境科学研究科	水産学専攻	博士前期課程	35	0	0	0
	環境科学専攻	博士前期課程	25	0	0	0
	環境海洋資源学専攻	博士後期課程	24	12	0	0

5 修士課程及び博士前期課程並びに博士課程及び博士後期課程の収容定員の合計は、改正後の別表第1の合計の項の規定にかかわらず、令和6年度及び令和7年度については、次のとおりとする。

	令和6年度		令和7年度	
	修士課程及び博士前期課程	博士課程及び博士後期課程	修士課程及び博士前期課程	博士課程及び博士後期課程
合計	859	617	894	640

別表第1

研究科・学環	専攻	修士課程及び 博士前期課程		博士課程及び 博士後期課程		専門職学位課程	
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
多文化社会学 研究科	多文化社会学専攻	10	20	3	9		
	小計	10	20	3	9		
教育学研究科	教職実践専攻					28	56
	小計					28	56
経済学研究科	経済経営政策専攻	15	30				
	経営意思決定専攻			3	9		
	小計	15	30	3	9		
総合生産科学 研究科	総合生産科学専攻	315	630	60	190		
	小計	315	630	60	190		
医歯薬学総合 研究科	保健学専攻	30	60				
	災害・被ばく医療科 学共同専攻	10	20				
	医療科学専攻			60	240		
	新興感染症病態制御 学系専攻			20	80		
	放射線医療科学専攻			5	20		
	先進予防医学共同専 攻			10	40		
	生命薬科学専攻	36	72	10	30		
	小計	76	152	105	410		
熱帯医学・グ ローバルヘル ス研究科	グローバルヘルス専 攻	37	62	10 (5)	30 (15)		
	長崎大学ーロンドン 大学衛生・熱帯医学 大学院国際連携グロ ーバルヘルス専攻			5	15		
	小計	37	62	15 (5)	45 (15)		

プラネタリー ヘルス学環	—			5	15		
	小計			5	15		
合計		453	894	186 (5)	663 (15)	28	56

備考

- 1 ()内の人数は、第3条第6項に規定する関係協力研究科から、プラネタリーヘルス学環に活用する入学定員及び収容定員とし、内数とする。
- 2 収容定員の合計は、令和10年度以降の人数を示す。

別表第2

研究科	専攻	教員の免許状の種類（免許教科・領域）	
多文化社会学 研究科	多文化社会学専攻 (博士前期課程)	高等学校教諭専修免許状	(英語)
教育学研究科	教職実践専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	(国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語)
		高等学校教諭専修免許状	(国語, 地理歴史, 公民, 数 学, 理科, 音楽, 美術, 書道, 保健体育, 家庭, 情報, 工業, 英語)
		特別支援学校教諭専修免許状	(知的障害者, 肢体不自由者, 病弱者)
経済学研究科	経済経営政策専攻	高等学校教諭専修免許状	(商業)
総合生産科学 研究科	総合生産科学専攻	高等学校教諭専修免許状	(水産)

長崎大学学位規則

(目的)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第13条第1項の規定に基づき、長崎大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士の学位並びに専門職学位とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学部を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、本学大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した者に授与する。

2 前項に定めるもののほか、修士の学位は、博士課程（医歯薬学総合研究科の博士課程を除く。）において、長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号。以下「大学院学則」という。）第18条第2項から第4項まで又は第18条の2に規定する修了要件を満たした者にも授与することができる。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、本学大学院の博士課程又は博士後期課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、前項に定めるもののほか、本学大学院の博士課程又は博士後期課程を経ない者が、本学に学位論文（以下「論文」という。）を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士課程又は博士後期課程を修了した者と同等以上の学力があることを、試問により確認された場合にも授与することができる。

(専門職学位の授与の要件)

第5条の2 専門職学位は、本学大学院の専門職学位課程を修了した者に授与する。

(論文の提出)

第6条 本学大学院修士課程又は博士前期課程の学生は、論文審査願に論文（研究科の教授会が適当と認めた場合は、特定の課題についての研究の成果とする。）、論文目録及び論文内容の要旨を添え、在学中に、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。ただし、論文目録については、研究科において必要でないとき、提出を省略することができる。

2 本学大学院の博士課程又は博士後期課程の学生は、論文審査願に論文、論文目録及び論文内容の要旨を添え、在学中に、研究科長又は学環長を経て、学長に提出しなければならない。

3 第4条第2項の規定により、修士の学位を申請しようとする者は、論文審査願に論文（研究科の教授会が適当と認めた場合は、特定の課題についての研究の成果とする。）、論文目録及び論文内容の

要旨を添え、在学中に、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。ただし、論文目録については、研究科において必要でないと認めるときは、提出を省略することができる。

- 4 第5条第2項の規定により、論文を提出して学位を申請しようとする者は、学位申請書に論文、論文目録、論文内容の要旨及び履歴書を添え、研究科長又は学環長を経て、学長に提出しなければならない。
- 5 前項の論文には、参考として他の論文を添付することができる。
- 6 学長は、審査のため必要があるときは、論文（大学院修士課程又は博士前期課程にあつては、特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。）の副本又は訳文、模型、標本等の提出を求めることができる。
- 7 受理した論文は、返還しない。
- 8 第4項に規定する学位申請に当たっては、審査手数料5万7千円を納付しなければならない。ただし、本学大学院の博士課程又は博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に論文を提出した場合には、審査手数料を免除する。
- 9 既納の審査手数料は、返還しない。
- 10 第1項から第4項の論文等の提出時期は、各研究科及び学環において定めるものとする。
（論文審査並びに最終試験又は試験及び試問）

第7条 学長は、論文を受理したときは、研究科又は学環の教授会にその審査を付託するものとする。

第8条 研究科及び学環の教授会は、構成員のうちから論文の審査委員（以下「審査委員」という。）を選出して、論文の審査並びに本学大学院の学生については最終試験を、第5条第2項の規定による者については試験及び試問を行う。

- 2 審査委員は、主査1人及び副査2人以上とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、研究科又は学環の教授会が必要であると認めるときは、2人を限度として当該研究科又は学環の教員で教授会構成員以外の者（研究指導担当適格者に限る。）を前項の審査委員とすることができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、研究科又は学環の教授会が必要であると認めるときは、1人を限度として他の研究科若しくは学環の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等（研究指導担当適格者に限る。）を第2項の審査委員の副査とすることができる。
- 5 研究科及び学環の教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、第2項の審査委員に、他の研究科若しくは学環の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等（研究指導担当適格者に限る。）を加えることができる。
- 6 研究科及び学環の教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、当該研究科又は学環の教授会構成員以外の教員、他の研究科若しくは学環の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

第8条の2 前条第1項の規定にかかわらず、熱帯医学・グローバルヘルス研究科長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻においては、本学及び大学院学則第49条第1項に規定する連携外国大学院（以下「連携外国大学院」という。）に所属する当該専攻の教員は、原則として前条第2項の審査委員には加わらないものとし、次に掲げる者（研究指導担当適格者に限る。）から審査委員を選出する。ただし、連携外国大学院が認める場合は、当該専攻の研究指導教員の資格を有する本学の者を審査委員とすることができる。

- (1) 他の研究科若しくは学環の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等
- (2) 連携外国大学院以外の外国の大学院又は外国の研究所等の教員等

2 熱帯医学・グローバルヘルス研究科教授会は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、次に掲げる者の協力を得ることができる。

- (1) 当該研究科の教授会構成員以外の教員
- (2) 他の研究科若しくは学環の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等
- (3) 外国の大学院又は外国の研究所等の教員等

第9条 最終試験は、論文を中心とし、これに関連ある科目について、口頭又は筆答により、行うものとする。

2 第5条第2項の規定による者に対する試験は、前項の最終試験に準じて行い、試問は、口頭又は筆答により、博士課程又は博士後期課程を終えて学位を授与される者と同等以上の学力を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を有するか否かについて行う。

3 前項の試験又は試問においては、外国語を課すものとし、当該外国語の種類は、研究科又は学環の教授会の定めるところによる。

4 本学大学院の博士課程又は博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後4年以内に第5条第2項の規定により論文を提出したときは、前2項の試問を免除することができる。

第10条 本学大学院の学生の論文の審査及び最終試験は、論文を受理した後、修士の論文については在学期間中に、博士の論文については原則として在学期間中に、これを終了するものとする。

2 第5条第2項の規定による者の論文の審査並びに試験及び試問は、論文を受理した後、1年以内に終了するものとする。

第11条 審査委員は、論文審査並びに最終試験又は試験及び試問を終了したときは、その結果の要旨を文書をもって研究科又は学環の教授会に報告しなければならない。

第12条 研究科及び学環の教授会は、前条の報告に基づき、課程修了の可否、第4条第2項に規定する学位授与の可否又は論文審査の可否について議決する。

2 前項の議決を行うには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を得なけれ

ばならない。

- 3 医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻及び先進予防医学共同専攻において第1項の議決を行う場合は、大学院学則第7条の5第2項に規定する構成大学院（以下「構成大学院」という。）における協議の場（以下「構成大学院間の協議の場」という。）における審議を経なければならぬ。
- 4 熱帯医学・グローバルヘルス研究科の長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻において第1項の議決を行う場合は、大学院学則第49条第2項に規定する協議の場（以下「連携外国大学院との協議の場」という。）における審議を経なければならぬ。

（審査結果の報告）

第13条 研究科長及び学環長は、研究科又は学環の教授会が前条の議決を行ったときは、その氏名、論文審査の要旨、最終試験又は試験及び試問の成績及び議決の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

（博士論文研究基礎力審査）

第13条の2 第6条第1項及び第3項の規定にかかわらず、大学院学則第18条の2の規定により同条各号に規定する試験及び審査（以下「博士論文研究基礎力審査」という。）を行うこととする本学大学院の学生は、在学中に、研究科長を経て、学長に博士論文研究基礎力審査を願い出なければならない。

- 2 学長は、前項の規定による願い出があったときは、研究科教授会にその審査を付託するものとする。

第13条の3 研究科の教授会は、構成員のうちから博士論文研究基礎力審査を行う審査委員（以下「研究基礎力審査委員」という。）を選出して、博士論文研究基礎力審査を行う。

- 2 研究基礎力審査委員は、主査1人及び副査2人以上とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、研究科の教授会が必要であると認めるときは、2人を限度として当該研究科の教員で教授会構成員以外の者を前項の研究基礎力審査委員とすることができる。
- 4 研究科の教授会は、博士論文研究基礎力審査に当たり、必要と認めるときは、第2項の研究基礎力審査委員に、他の研究科若しくは学環の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を加えることができる。
- 5 研究科の教授会は、博士論文研究基礎力審査に当たり、必要と認めるときは、当該研究科の教授会構成員以外の教員、他の研究科若しくは学環の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。
- 6 本学大学院の学生の博士論文研究基礎力審査は、在学期間中にこれを終了するものとする。
- 7 研究基礎力審査委員は、博士論文研究基礎力審査を終了したときは、博士論文研究基礎力審査の成績及び要旨を文書をもって研究科の教授会に報告しなければならない。

第13条の4 研究科の教授会は、前条第7項の報告に基づき、課程修了の可否又は第4条第2項に規

定する学位授与の可否について議決する。

2 前項の議決を行うには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(博士論文研究基礎力審査結果の報告)

第13条の5 研究科長は、研究科の教授会が前条の議決を行ったときは、その氏名、博士論文研究基礎力審査の成績及び要旨並びに議決の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

(課程修了の可否及び論文審査の可否)

第14条 学長は、第13条及び前条の報告に基づき、課程修了の可否、第4条第2項に規定する学位授与の可否及び論文審査の可否を決定するものとする。

(学士の学位の授与)

第15条 学長は、長崎大学学則(平成16年学則第1号)第45条及び第46条の規定により卒業した者に対し、学位記により学士の学位を授与するものとする。

(修士又は博士の学位の授与)

第15条の2 学長は、第14条の決定により、課程を修了した者、第4条第2項に規定する修士課程の修了要件を満たした者及び論文審査に合格した者に対し、学位記により修士又は博士の学位を授与するものとする。

2 前項の場合において、医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻及び先進予防医学共同専攻にあっては、大学院学則第7条の5第2項に規定する共同教育課程を編成するすべての大学名(以下「構成大学名」という。)を付記した学位を授与するものとする。

3 第1項の場合において、熱帯医学・グローバルヘルス研究科の長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻にあっては、大学院学則第48条第1項に規定する国際連携専攻を構成するすべて大学名(以下「国際連携専攻構成大学名」という。)の大学名を付記した学位を授与するものとする。

4 学長は、第14条の決定により、学位を授与できない者に対し、その旨を通知するものとする。

(専門職学位の授与)

第15条の3 学長は、大学院学則第21条及び第22条の規定により専門職学位課程を修了した者に対し、学位記により専門職学位を授与するものとする。

(専攻分野の名称)

第16条 学長は、学位を授与するに当たっては、別表により専攻分野の名称を付記するものとする。

(博士の学位授与の報告及び論文要旨等の公表)

第17条 学長は、第15条の2第1項から第3項までの規定により博士の学位を授与したときは、研究科又は学環の教授会に通知し、かつ、省令第12条の規定に基づき学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の要旨及

び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(論文の公表)

第18条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、研究科長又は学環長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供しなければならない。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 前3項の規定により、論文を公表する場合には、本学において審査を受けた学位論文であることを明記しなければならない。ただし、医歯薬学総合研究科の先進予防医学共同専攻における論文にあっては構成大学院において、熱帯医学・グローバルヘルス研究科の長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻における論文にあっては同研究科及び連携外国大学院において審査を受けた学位論文又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。

(学位の名称を使用する場合の条件)

第19条 本学の学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、「長崎大学」と付記しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻又は先進予防医学共同専攻において学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、授与された学位記に記載された構成大学名を付記しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、熱帯医学・グローバルヘルス研究科の長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻において学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、授与された学位記に記載された国際連携専攻構成大学名を付記しなければならない。

(学位授与の取消)

第20条 本学において、学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、学位の榮譽を汚辱する行為があったとき、又は第18条の規定による義務を怠ったときは、学長は、学士の学位については関係学部の教授会、修士又は博士の学位については関係の研究科又は学環の教授会の議を経て、既に与えた学位を取消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 前項の規定による議決を行う場合には、当該教授会の構成員の3分の2以上が出席し、出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

- 3 医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻及び先進予防医学共同専攻において学位を授与された者に係る第1項の審議を行う場合は、構成大学院間の協議の場における審議を経なければならぬ。
- 4 熱帯医学・グローバルヘルス研究科の長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻において学位を授与された者に係る第1項の審議を行う場合は、連携外国大学院との協議の場における審議を経なければならぬ。

(諸様式)

第21条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(補則)

第22条 この規則の実施に必要な細部については、研究科長若しくは学環長又は学部長が学長の承認を得て、定めることができる。

附 則 (令和6年3月22日規則第8号)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、工学研究科及び水産・環境科学総合研究科に係る学位の授与は、当該研究科が存続する間は、なお従前の例による。

別表

学位及び専攻分野の名称

1 学部

学部	学位及び専攻分野の名称
多文化社会学部	学士（多文化社会学）
教育学部	学士（教育学）
経済学部	学士（経済学）
医学部	
医学科	学士（医学）
保健学科	学士（看護学），学士（保健学）
歯学部	学士（歯学）
薬学部	
薬学科	学士（薬学）
薬科学科	学士（薬科学）
情報データ科学部	学士（情報データ科学）
工学部	学士（工学）
環境科学部	学士（環境科学）
水産学部	学士（水産学）

2 研究科・学環

研究科・学環	専攻	課程	学位及び専攻分野の名称
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	博士前期課程	修士（学術）
		博士後期課程	博士（学術）
教育学研究科	教職実践専攻	専門職学位課程	教職修士（専門職）
経済学研究科	経済経営政策専攻	博士前期課程	修士（経済学），修士（経営学）
	経営意思決定専攻	博士後期課程	博士（経営学）
総合生産科学研究科	総合生産科学専攻	博士前期課程	修士（学術），修士（情報データ科学）， 修士（工学），修士（水産学），修士 （環境科学）
		博士後期課程	博士（学術），博士（情報データ科学）， 博士（工学），博士（水産学），博士 （環境科学）
		博士課程	博士（情報データ科学），博士（工学），

			博士（水産学），博士（環境科学）
医歯薬学総合 研究科	保健学専攻	修士課程	修士（看護学），修士（理学療法学）， 修士（作業療法学）
	災害・被ばく医療科学 共同専攻		修士（医科学），修士（看護学）
	医療科学専攻	博士課程	博士（学術），博士（医学），博士 （歯学），博士（薬学）
	新興感染症病態制御学 系専攻		博士（学術），博士（医学），博士 （歯学），博士（薬学）
	放射線医療科学専攻		博士（学術），博士（医学），博士 （歯学），博士（薬学）
	先進予防医学共同専攻		博士（医学）
	生命薬科学専攻	博士前期課程	修士（薬科学）
博士後期課程		博士（学術），博士（薬科学）	
熱帯医学・グ ローバルヘル ス研究科	グローバルヘルス専攻	博士前期課程	修士（熱帯医学），修士（公衆衛生 学），修士（医科学）
	グローバルヘルス専攻	博士後期課程	博士（グローバルヘルス）
	長崎大学—ロンドン大 学衛生・熱帯医学大学 院国際連携グローバル ヘルス専攻		
プラネタリー ヘルス学環	—	博士後期課程	博士（公衆衛生学）

別記様式 略

長崎大学大学院

医歯薬学総合研究科規程

○長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程

平成16年4月1日

医歯薬学総合研究科規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号。以下「学則」という。）及び長崎大学学位規則（平成16年規則第11号。以下「学位規則」という。）に定めるもののほか、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科（以下「研究科」という。）の教育方法、課程の修了要件等の教育課程に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究科の目的)

第2条 研究科は、医学、歯学及び薬学分野における教育研究内容の高度化及び学際化を図ることにより、高度の専門的知識と経験を有し、基礎研究、先端医療、創薬、保健行政、国際貢献等の各分野において課題探求能力を備えた研究者及び教育者を養成し、もって医療科学の発展に資することを目的とする。

(専攻、課程及び履修コース並びに専攻の目的)

第3条 研究科の専攻及び課程は、次のとおりとする。

専攻	課程	
保健学専攻 災害・被ばく医療科学共同専攻	修士課程	
医療科学専攻 新興感染症病態制御学系専攻 放射線医療科学専攻 先進予防医学共同専攻	博士課程	
生命薬科学専攻	前期2年の課程	博士課程
	後期3年の課程	

- 保健学専攻の学生は、遺伝看護について高度の知識と実践能力を有する高度職業専門職者養成のためのカリキュラムを必修とする遺伝看護・遺伝カウンセリングコース、助産師養成のためのカリキュラムを必修とする助産師養成コース及び保健師養成のためのカリキュラムを必修とする保健師養成コースに所属することができる。
- 災害・被ばく医療科学共同専攻の学生は、医科学コース又は保健看護学コースに所属する。
- 医療科学専攻及び放射線医療科学専攻の学生は、がんゲノム医療に携わる専門医師養成のためのカリキュラムを必修とするがん個別化医療専門医師・歯科医師養成コース並びにライフステージに応じたがん対策及びがん在宅医療に携わる専門医師養成のためのカリキュラムを必修とする多面的がん診療専門医師・歯科医師養成コースに所属することができる。
- 医療科学専攻の学生は、専門薬剤師養成のためのカリキュラムを必修とする専門薬剤師養成コース、コーディネーター養成コース、ハイブリッド医療人養成のためのカリキュラムを必修とするハイブリ

ッド医療人養成コース及び地域包括ケア研究医養成のためのカリキュラムを必修とする地域包括ケア研究医養成コースに所属することができる。

6 新興感染症病態制御学系専攻の学生は、学則第7条の3の規定により開設する熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成プログラムにおける熱帯病・新興感染症制御分野の専門家及び専門医の育成のためのカリキュラムを必修とする熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成コースに選抜試験に合格することにより所属することができる。

7 各専攻の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 保健学専攻は、保健学専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養し、保健学の高度専門職業人の育成を行うことを目的とする。

(2) 災害・被ばく医療科学共同専攻は、放射線災害を含む複合型災害において必要な高度の専門知識及び能力を修得させるとともに、専攻分野の基礎的素養を涵養し、長期にわたって健康影響に適切に対応できる高度専門職業人の育成を行うことを目的とする。

(3) 医療科学専攻は、医療科学分野の研究者として自立して研究活動を行うこと及び疾患の本質・病態を科学的なロジックで理解することができる学識を養うことを目的とする。

(4) 新興感染症病態制御学系専攻は、感染症分野の研究者として自立して研究活動を行うこと及び高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍することができる高度の研究能力並びにその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(5) 放射線医療科学専攻は、放射線医療科学分野の研究者として自立して研究活動を行うこと及び高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍することができる高度の研究能力並びにその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(6) 先進予防医学共同専攻は、先進予防医学分野の研究者として自立して研究活動を行うこと及び高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍することができる高度の研究能力並びにその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(7) 生命薬科学専攻博士前期課程は、生命薬科学分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、薬科学に関連する分野の基礎的素養を涵養し、高い国際性と倫理観を備えた創薬研究者及び高度専門職業人の育成を行うことを目的とする。

(8) 生命薬科学専攻博士後期課程は、生命薬科学分野の研究者として自立して研究活動を行うこと及び高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍することができる高度の研究能力並びにその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(入学の時期)

第4条 学生の入学の時期は、学期の始めとする。

(教育方法等)

第5条 研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」とい

う。)により行う。

- 2 医歯薬学総合研究科教授会（以下「教授会」という。）は、授業科目の履修指導及び研究指導を行うため、学生ごとに主任指導教員及び副指導教員を定める。

（授業科目，単位数等）

第6条 研究科における授業科目は，必修科目，選択必修科目及び選択科目に分ける。

- 2 研究科における授業科目，単位数等は，別表第1のとおりとする。
- 3 前項に定めるもののほか，教授会が必要と認めるときは，臨時に授業科目を開設することがある。
- 4 授業科目の授業は，原則として，前期及び後期にそれぞれ開設する。

（保健学専攻の最低修得単位数）

第7条 保健学専攻における最低修得単位数は，別表第2に定めるとおりとする。

（災害・被ばく医療科学共同専攻の最低修得単位数）

第7条の2 災害・被ばく医療科学共同専攻における最低修得単位数は，別表第3に定めるとおりとする。

（医療科学専攻等の最低修得単位数）

第8条 医療科学専攻，新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻（各専攻のがん個別化医療専門医師・歯科医師養成コース，多面的がん診療専門医師・歯科医師養成コース，専門薬剤師養成コース，コーディネーター養成コース，ハイブリッド医療人養成コース，地域包括ケア研究医養成コース及び熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成コースを除く。）における最低修得単位数は，別表第4に定めるとおりとし，がん個別化医療専門医師・歯科医師養成コース及び多面的がん診療専門医師・歯科医師養成コースの最低修得単位数は別表第5に，専門薬剤師養成コース，コーディネーター養成コース，ハイブリッド医療人養成コース及び地域包括ケア研究医養成コースの最低修得単位数は別表第6に，熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成コースの最低修得単位数は別表第7に定めるとおりとする。

（先進予防医学共同専攻の最低修得単位数）

第8条の2 先進予防医学共同専攻における最低修得単位数は，別表第8に定めるとおりとする。

（生命薬科学専攻博士前期課程の最低修得単位数）

第9条 生命薬科学専攻博士前期課程における最低修得単位数は，別表第9に定めるとおりとする。

（生命薬科学専攻博士後期課程の最低修得単位数）

第10条 生命薬科学専攻博士後期課程における最低修得単位数は，別表第10に定めるとおりとする。

（指導教員による履修指導等）

第11条 学生は，履修する授業科目の選定に当たっては，主任指導教員による履修指導を受けなければならない。

- 2 学生は，学位論文の作成に当たっては，主任指導教員による必要な研究指導を受けなければならない。

(履修の手続)

第12条 学生は、在学中に履修しようとする授業科目について、所定の期日までに履修計画表により、主任指導教員の承認を得て、登録しなければならない。

2 学生の授業科目の履修に関する手続については、別に定める。

(考査及び単位の授与)

第13条 授業科目を履修した学生に対しては、考査を行い、合格した者に対しては、単位を与える。

2 考査は、試験、研究報告その他の方法により行うものとする。

3 授業科目の成績評価の基準及び評語については、次のとおりとする。

判定	成績評価	評語	成績評価基準
合格	100～90点	AA	A以上に優れている
	89～80点	A	授業科目の到達目標以上に高度な内容を身に付けており、授業で身に付けるべき内容を十分に習得している
	79～70点	B	C以上に優れているがAに満たない場合
	69～60点	C	授業科目の到達目標を満たしており、授業で身に付けるべき最低限の内容を習得している
不合格	59点以下	D	授業科目の到達目標を満たしていない

(試験)

第14条 試験は、授業科目の筆記試験、口頭試験又は研究報告とし、授業が終了する学期末に行う。

2 学生が、病気、忌引、事故その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかつた場合には、願い出により追試験を行うことがある。

3 試験の結果、不合格となった学生については、再試験を行うことがある。

(他の研究科又は学環及び他の大学院における履修等)

第15条 学則第15条から第15条の3までの規定により学生が他の研究科又は学環及び他の大学院において履修した授業科目及び修得した単位並びに他の大学院において編成する特別の課程における学修は、15単位を限度として、研究科において履修した授業科目及び修得した単位とみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第15条の2 学則第15条の4の規定により、学生が入学前に履修した授業科目及び修得した単位は、15単位を限度として第7条から第10条までに規定する修得すべき授業科目及び単位として認定することができる。この場合において、当該単位数は、前条により研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

2 前項の認定方法については、別に定める。

(入学前の既修得単位数等を勘案した在学期間の短縮)

第15条の3 学則第15条の4の規定により入学前に修得した単位を研究科において修得したもの

とみなす場合であつて、当該単位の修得により研究科（生命薬科学専攻博士後期課程を除く。）の教育課程の一部を履修したものと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、保健学専攻修士課程、災害・被ばく医療科学共同専攻修士課程及び生命薬科学専攻博士前期課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

（共同教育課程に係る単位の認定等）

- 第15条の4 学則第17条の3の規定により、学生が災害・被ばく医療科学共同専攻又は先進予防医学共同専攻を構成する他の大学院において履修した当該共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、研究科における教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。
- 2 学則第17条の3第2項の規定により、学生が災害・被ばく医療科学共同専攻又は先進予防医学共同専攻を構成する他の大学院において受けた当該共同教育課程に係る研究指導を、研究科において受けた共同教育課程に係るものとみなすものとする。

（他の大学院等における研究指導）

- 第16条 学則第17条の規定により、学生が他の大学院又は研究所等（外国の大学院等を含む。）において、必要な研究指導を受けることを認めることがある。ただし、保健学専攻修士課程、災害・被ばく医療科学共同専攻修士課程及び生命薬科学専攻博士前期課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

（転入学、再入学等）

- 第17条 学則第31条第1項及び第36条の規定により、転入学、転科、転専攻又は再入学を願い出た者の選考は、教授会において審議し、学長が行う。
- 2 前項の選考方法については、別に定める。

（進学）

- 第18条 学則第37条の規定により進学を志願する者の選考は、教授会において審議し、学長が行う。
- 2 前項の選考方法については、別に定める。

（社会人及び外国人留学生のための特別選抜試験）

- 第19条 社会人で入学を志願する者又は外国人留学生として入学を志願する者があるときは、医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程にあつては学則第26条第2項に規定する入学資格を、保健学専攻及び災害・被ばく医療科学共同専攻の修士課程並びに生命薬科学専攻博士前期課程にあつては学則第24条に規定する入学資格を、生命薬科学専攻博士後期課程にあつては学則第25条に規定する入学資格を有すると認められる者に限り、特別の入学者選抜試験（以下「特別選抜試験」という。）を行い、選抜することができる。
- 2 前項の特別選抜試験に関し必要な事項は、別に定める。

（教育方法の特例）

- 第20条 社会人特別選抜試験により入学した学生その他教育上特別の必要があると認められる学生

については、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うものとする。

(長期履修)

第20条の2 学則第16条の規定により、学生が修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に履修すること(以下「長期履修」という。)を希望する場合は、これを認めることがある。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(学位論文の提出)

第21条 学生は、学位論文の審査を受けようとするときは、主任指導教員の承認を得て、学位規則による所定の書類を教授会の指定した期日までに提出しなければならない。

(最終試験)

第22条 保健学専攻の修士課程の最終試験は、第7条に規定する最低修得単位数を修得し、かつ、修士論文を提出した者について行う。

2 災害・被ばく医療科学共同専攻の修士課程の最終試験は、第7条の2に規定する最低修得単位数を修得し、かつ、修士論文を提出した者について行う。

3 医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻の博士課程の最終試験は、第8条に規定する最低修得単位数を修得し、かつ、博士論文を提出した者について行う。

4 先進予防医学共同専攻の博士課程の最終試験は、第8条の2に規定する最低修得単位数を修得し、かつ、博士論文を提出した者について行う。

5 生命薬科学専攻博士前期課程の最終試験は、第9条に規定する最低修得単位数を修得し、かつ、修士論文を提出した者について行う。

6 生命薬科学専攻博士後期課程の最終試験は、第10条に規定する最低修得単位数を修得し、かつ、博士論文を提出した者について行う。

(学位論文の審査及び最終試験の方法)

第23条 教授会は、学位規則の定めるところにより審査委員を定め、学位論文の審査及び最終試験を行う。

2 最終試験は、学位論文を中心とし、これに関連のある科目について、口頭又は筆頭により行う。

3 教授会は、審査委員の報告に基づき、学位論文及び最終試験の可否を審議する。

(課程修了の要件)

第24条 保健学専攻の修士課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、第7条に定める最低修得単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2 災害・被ばく医療科学共同専攻の修士課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、第7条の2に定める最低修得単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

- 3 前項に定めるもののほか、それぞれの構成大学院（学則第7条の4第2項に規定する構成大学院をいう。以下同じ。）において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上を修得することとする。ただし、当該単位数には、第15条から第15条の3までの規定により修得した単位、修得したものとみなすことができる単位又はみなすものとする単位を含まないものとする。
- 4 医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻の博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、第8条に定める最低修得単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。
- 5 先進予防医学共同専攻の博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、第8条の2に定める最低修得単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。
- 6 前項に定めるもののほか、それぞれの構成大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上を修得することとする。ただし、当該単位数には、第15条から第15条の3までの規定により修得した単位、修得したものとみなすことができる単位又はみなすものとする単位を含まないものとする。
- 7 生命薬科学専攻博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、第9条に定める最低修得単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
- 8 生命薬科学専攻博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、第10条に定める最低修得単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

（学位の授与）

第25条 保健学専攻及び災害・被ばく医療科学共同専攻の修士課程、医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程並びに生命薬科学専攻博士前期課程及び生命薬科学専攻博士後期課程を修了した者には、学位規則の定めるところにより、それぞれ修士又は博士の学位を授与する。

（外国人留学生）

第26条 学則第46条及び長崎大学外国人留学生規則（平成16年規則第20号）に定めるもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、別に定めることができる。

第27条 削除

第28条 削除

(補則)

第29条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施の細部に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年3月31日現在本研究科に在学している者については、改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1

授業科目及び単位数

1 保健学専攻

科目区分		授業科目	単位数			標準履修年次	
			必修	選択必修	選択		
共通科目		生体情報科学特論		2		1	
		研究方法特論Ⅰ		2		1	
		研究方法特論Ⅱ		2		1	
		保健学研究の統計的理論と実践		2		1	
		保健統計解析演習		1		2	
		保健医療社会学特論		2		1	
		グローバルヘルス特論		2		1	
		開発協力特論		2		1	
		生体機能解析・制御学特論		2		1	
		臨床免疫学特論		2		1	
		メンタルヘルス特論		2		1	
		医療倫理		2		1	
		教育に関する科目1 ※1				2	1
		教育に関する科目2 ※1				2	1
専門科目	看護学分野	看護実践科学特論		2		1	
		看護管理学特論		2		1	
		看護理論		2		1	
		看護教育論		2		1	
		看護実践科学セミナー		2		1	
		看護実践科学分野特別研究		1 0		2	
	公衆衛生看護学	公衆衛生看護学特論		2		1	
		公衆衛生看護学セミナー		2		1	
		ヘルスプロモーション特論		2		1	
		公衆衛生看護学分野特別研究		1 0		2	
	リプ	リプロダクティブヘルス特論		2		1	
		リプロダクティブヘルスセミナー		2		1	

	ロダクティブヘルス	周産期救急ケア演習		2		2
		母子保健支援論		2		1
		地域・国際助産学		2		1
		地域助産学演習		2		2
		国際助産学演習		2		2
		リプロダクティブヘルス分野特別研究		10		2
理学療法学分野	理学療法学	心臓・呼吸機能障害理学療法学特論		2		1
		運動障害理学療法学特論		2		1
		地域リハビリテーション特論		2		1
		ペインリハビリテーション特論		2		1
		がんリハビリテーション特論		2		1
		理学療法学セミナー		2		1
		理学療法学特別研究		10		2
作業療法学分野	作業療法学	身体障害作業療法学特論		2		1
		老年期障害作業療法学特論		2		1
		精神障害作業療法学特論		2		1
		基礎作業療法学特論		2		1
		発達障害作業療法学特論		2		1
		作業療法学セミナー		2		1
		作業療法学特別研究		10		2

※1 教育に関する科目1及び教育に関する科目2は、看護学の研究分野に在籍する者は受講することができない。

2 保健学専攻における遺伝看護・遺伝カウンセリングコースの科目

科目区分		授業科目	単位数			標準履修年次
			必修	選択必修	選択	
共通科目		保健医療社会学特論	2			1
		医療倫理	2			1
専門科目	リプロダクティブヘルス	リプロダクティブヘルス分野特別研究	10			2
研究科が開設する遺伝看護関連科目		遺伝看護セミナー	2			1
		分子遺伝系	2			1
		基礎遺伝解析学演習	2			1
		遺伝医療学	2			1
		医療情報特論	2			1
		カウンセリング技法	1			1
		遺伝看護実習	1			1・2
		遺伝カウンセリング実習	6			1・2

3 保健学専攻における助産師養成コースの科目

科目区分	授業科目	単位数			標準履修年次	
		必修	選択必修	選択		
共通科目	生体情報科学特論		2		1	
	研究方法特論Ⅰ		2		1	
	研究方法特論Ⅱ		2		1	
	保健学研究の統計的理論と実践		2		1	
	保健統計解析演習		1		2	
	保健医療社会学特論		2		1	
	グローバルヘルス特論		2		1	
	開発協力特論		2		1	
	生体機能解析・制御学特論		2		1	
	臨床免疫学特論		2		1	
	メンタルヘルス特論		2		1	
	医療倫理		2		1	
専門科目	看護実践科学	看護実践科学特論		2		1
		看護管理学特論		2		1
		看護理論		2		1
		看護教育論		2		1
		看護実践科学セミナー		2		1
		看護実践科学分野特別研究		1 0		2
	公衆衛生看護学	公衆衛生看護学特論		2		1
		公衆衛生看護学セミナー		2		1
		ヘルスプロモーション特論		2		1
		公衆衛生看護学分野特別研究		1 0		2
	リプロダクティブ	リプロダクティブヘルス特論		2		1
		リプロダクティブヘルスセミナー		2		1
		周産期救急ケア演習	2			2
		母子保健支援論	2			1
		地域・国際助産学	2			1

ブ ヘ ル ス	地域助産学演習		2		2
	国際助産学演習		2		2
	リプロダクティブヘルス分野特別研究		10		2
研究科が 開設する 助産師養 成関連科 目	助産業務管理学	1			1
	助産業務管理学実習	2			2
	ウイメンズヘルス特論	1			1
	ウイメンズヘルス演習	1			2
	高度助産技術実践論	2			2
	妊娠期助産診断・ケア学	2			1
	分娩期助産診断・ケア学	4			1
	産褥新生児期助産診断・ケア学	2			1
	育児期助産診断・ケア学	2			1
	ハイリスク助産診断・ケア学	2			1
	助産学実習Ⅰ	2			1
	助産学実習Ⅱ	8			1
	助産学実習Ⅲ	2			2

4 保健学専攻における保健師養成コースの科目

科目区分	授業科目	単位数			標準履修年次	
		必修	選択必修	選択		
共通科目	生体情報科学特論		2		1	
	研究方法特論Ⅰ		2		1	
	研究方法特論Ⅱ	2			1	
	保健学研究の統計的理論と実践	2			1	
	保健統計解析演習		1		2	
	保健医療社会学特論		2		1	
	グローバルヘルス特論		2		1	
	開発協力特論		2		1	
	生体機能解析・制御学特論		2		1	
	臨床免疫学特論		2		1	
	メンタルヘルス特論		2		1	
	医療倫理		2		1	
専門科目	看護実践科学	看護実践科学特論		2		1
		看護管理学特論		2		1
		看護理論		2		1
		看護教育論		2		1
		看護実践科学セミナー		2		1
		看護実践科学分野特別研究		1 0		2
	公衆衛生看護学	公衆衛生看護学特論		2		1
		公衆衛生看護学セミナー		2		1
		ヘルスプロモーション特論	2			1
		公衆衛生看護学分野特別研究		1 0		2
	リプロダクティブ	リプロダクティブヘルス特論		2		1
		リプロダクティブヘルスセミナー		2		1
		周産期救急ケア演習		2		2
		母子保健支援論		2		1
		地域・国際助産学		2		1

ブ ヘ ル ス	地域助産学演習		2		2
	国際助産学演習		2		2
	リプロダクティブヘルス分野特別研究		10		2
研究科が 開設する 保健師養 成関連科 目	公衆衛生看護学原論	2			1
	公衆衛生看護支援論	2			1
	健康支援技術論	2			1
	公衆衛生看護学演習	2			1
	公衆衛生看護活動展開論	2			1
	地域診断学演習	2			1
	産業保健学	1			2
	産業保健学演習	1			2
	学校保健学	1			2
	公衆衛生看護管理学	2			2
	健康危機管理論	2			1
	保健医療福祉行政論	2			1
	健康政策学	2			1
	社会調査法	2			1
	保健医療データ解析学	1			1
	公衆衛生看護学実習	4			1
	公衆衛生看護管理実習	1			2

5 災害・被ばく医療科学共同専攻における医科学コースの科目

科目区分	授業科目	開設大学		単位数			標準履修年次
		長崎大学	福島県立医科大学	必修	選択必修	選択	
基礎科目	研究方法特論	○	○	2			1
	リスクコミュニケーション学	○		1			1
	基礎放射線医科学※1	○	○	2			1
	災害看護学概論		○		1		1
	救急医学概論		○	1			1
	災害医学概論		○		1		1
	被ばく影響学	○			2		1
	放射線防護学※1	○	○	2			1
	緊急被ばく医療概論		○		2		1
	メンタルヘルス概論	○			2		1
	リスクアセスメント概論	○			2		1
	疫学		○		2		1
	IPW論		○		2		1
	リスク管理学特論	○			2		1
専門科目	社会医学特論	○		2			1
	国際保健学特論	○			2		1
	災害こころの医学		○		2		1
	国際被ばくヘルスプロモーション	○			2		1
	災害医学特論		○		2		1
	国際プロジェクト管理学	○				2	1
	保健医療社会学特論	○				2	1
	シミュレーション医療教育学		○			2	1
	災害地域ヘルスプロモーション学		○			2	1
	救急医学特論		○			2	1

	地域医療学		○			2	1
専門実習	長崎大災害復興科学実習	○			2		2
	長崎大原爆被爆者医療実習	○			2		2
	福島医大救急医学実習		○		2		1・2
	原子力災害医療実習		○		2		1・2
課題研究	課題研究	○	○	6			2
自由科目	医学概論※2	○	○		2		1

※1 「基礎放射線医科学」及び「放射線防護学」は、それぞれの構成大学院から1単位ずつ修得したものとみなす。

※2 人文学系（経済学、心理学等）・教育学系・理工学系の学士課程卒業生、修士課程修了者等であって、入学時に本人の資格、学修歴を基に非医療系履修者と判定された者（以下「非医療系履修者」という。）は、「医学概論」（自由科目）は必修とする。

6 災害・被ばく医療科学共同専攻における保健看護学コースの科目

科目区分	授業科目	開設大学		単位数			標準履修年次
		長崎大学	福島県立医科大学	必修	選択必修	選択	
基礎科目	研究方法特論	○	○	2			1
	リスクコミュニケーション学	○		1			1
	基礎放射線医科学※1	○	○	2			1
	災害看護学概論		○		1		1
	救急医学概論		○	1			1
	災害医学概論		○		1		1
	被ばく影響学	○			2		1
	放射線防護学※1	○	○	2			1
	緊急被ばく医療概論		○		2		1
	メンタルヘルス概論	○			2		1
	リスクアセスメント概論	○			2		1
	疫学		○		2		1
	IPW論		○		2		1
	リスク管理学特論	○			2		1
専門科目	放射線看護学	○		2			1
	災害公衆衛生看護学	○			2		1
	災害こころの医学		○		2		1
	国際被ばくヘルスプロモーション	○			2		1
	被ばく医療保健看護学		○		2		1
	国際プロジェクト管理学	○				2	1
	保健医療社会学特論	○				2	1
	看護倫理		○			2	1
	看護教育論		○			2	1
	コンサルテーション特論	○				2	1

	国際保健学特論	○				2	1
	災害地域ヘルスプロモーション学		○			2	1
	看護情報学		○			2	1
	災害看護活動論Ⅰ		○			1	1
	災害看護活動論Ⅱ		○			1	1
専門実習	長崎大災害復興科学実習	○			2		2
	長崎大原爆被爆者医療実習	○			2		2
	福島医大救急医学実習		○		2		1・2
	原子力災害医療実習		○		2		1・2
課題研究	課題研究	○	○	6			2
自由科目	医学概論※2	○	○		2		1

※1 「基礎放射線医科学」及び「放射線防護学」は、それぞれの構成大学院から1単位ずつ修得したものとみなす。

※2 非医療系履修者は、「医学概論」（自由科目）は必修とする。

7 医療科学専攻，新興感染症病態制御学系専攻，放射線医療科学専攻及び生命薬科学専攻博士後期課程の共通科目

科目区分	授業科目	単位数			標準履修年次
		必修	選択必修	選択	
生命医療科学セミナー	生命医療科学トピックス	2			1・2
生命医療科学概論	生命倫理学		1		1・2
	医療情報学		1		1・2
	国際・熱帯医学		1		1・2
生命医療科学特論	生物統計学		1		1・2
	分子細胞生物学		1		1・2
	ゲノム科学		1		1・2
	生体材料科学		1		1・2
	硬組織疾患特論		1		1・2
	医薬品化学		1		1・2
	生体分子解析学		1		1・2
	腫瘍診断治療学		1		1・2
	移植・再生医療学特論		1		1・2
	看護・リハビリテーション科学特論		1		1・2
	包括的腫瘍学特論（基礎編）		1		1・2
	包括的腫瘍学特論（臨床編）		1		1・2
	神経科学特論		1		1・2
	先端医療科学特論（基礎編）		1		1・2
	先端医療科学特論（臨床編）		1		1・2
	先端新興感染症病態制御学特論		1		1・2
	先端放射線医療科学特論		1		1・2
先端臨床試験特論		1		1・2	
生命医療科学実習	先端機器・特殊技術実習		1		1・2

8 医療科学専攻及び放射線医療科学専攻におけるがん個別化医療専門医師・歯科医師養成コースの科目

科目区分	授業科目	単位数			標準履修年次
		必修	選択必修	選択	
コース科目	集学的がん治療学特論Ⅰ		1		1・2
	集学的がん治療学特論Ⅱ		1		1・2
	集学的がん治療学特論Ⅲ		1		1・2
	集学的がん治療学特論Ⅳ		1		1・2
	がん個別化医療実習	2			1・2

9 医療科学専攻及び放射線医療科学専攻における多面的がん診療専門医師・歯科医師養成コースの科目

科目区分	授業科目	単位数			標準履修年次
		必修	選択必修	選択	
コース科目	集学的がん治療学特論Ⅰ		1		1・2
	集学的がん治療学特論Ⅱ		1		1・2
	集学的がん治療学特論Ⅲ		1		1・2
	集学的がん治療学特論Ⅳ		1		1・2
	多面的がん治療学実習	2			1・2
	在宅・地域医療実習		1		1・2
	離島・僻地病院実習		2		1・2

10 医療科学専攻における専門薬剤師養成コース及びコーディネーター養成コースの研究科が開設する病院における実習科目

科目区分	授業科目	単位数			標準履修年次
		必修	選択必修	選択	
コース科目	専門薬剤師養成実習（感染制御）		4		2・3
	専門薬剤師養成実習（糖尿病）		4		2・3
	専門薬剤師養成実習（精神科）		4		2・3
	専門薬剤師養成実習（妊婦・授乳婦）		4		2・3

	コーディネーター養成実習		4		2・3
--	--------------	--	---	--	-----

1.1 医療科学専攻におけるハイブリッド医療人養成コースの科目

科目区分	授業科目	単位数			標準履修年次
		必修	選択必修	選択	
コース科目	臨床先端医療機器特論	3			1・2
	臨床先端医療機器実習	2			1・2
	ロボティクス特論		2		1・2
	超精密加工・計測学特論		2		1・2
	応用材料強度学 I		2		1・2
	電気駆動システム設計特論		2		1・2
	画像応用システム特論		2		1・2
	映像情報処理特論		2		1・2
	無機複合物性学		2		1・2
	先端高分子科学特論		2		1・2
	先進センシング科学特論		2		1・2
	先端高分子材料学特論		2		1・2
	学外連携セミナー		2		1・2

1.2 医療科学専攻における地域包括ケア研究医養成コースの科目

科目区分	授業科目	単位数			標準履修年次
		必修	選択必修	選択	
コース科目	地域包括ケア特論		3		1・2
	地域包括ケア演習		2		1・2
	地域包括ケア実習		2		1・2
	在宅・地域医療実習		1		1・2
	離島・僻地病院実習		2		1・2

1.3 新興感染症病態制御学系専攻の熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成コースの科目

科目区分	授業科目	単位数			標準履修年次
		必修	選択必修	選択	
感染症課題解決型科目群	ウイルス学特論	1			1
	細菌学特論	1			1
	疫学統計学特論	1			1
	寄生虫学特論	1			1・2
	病害動物学特論	1			1・2
	感染創薬学特論	1			1・2
実習演習科目群	生物医科学実習		2		1・2
	グラント申請演習		2		1・2
	海外研修		2		2・3
	論文読解演習		2		1・2・3
グローバルリーダー教養科目群	感染症危機管理学		1		1・2
	生命倫理学		1		1・2
	文化人類学		1		1・2
	国際経済学		1		1・2
	国際法学		1		1・2
	ワクチン開発特論		2		1・2
グローバルリーダー演習科目群	コミュニケーションスキル演習Ⅰ		1		1・2
	コミュニケーションスキル演習Ⅱ		1		1・2
	グローバルリーダー演習Ⅰ		1		1・2・3
	グローバルリーダー演習Ⅱ		1		1・2・3
課題研究	課題研究Ⅰ	2			1・2
	課題研究Ⅱ	2			1・2
論文研究	論文研究Ⅰ	4			3・4
	論文研究Ⅱ	4			3・4

1 4 医療科学専攻の研究支援科目（課題研究及び実習科目）及び論文研究

科目区分		授業科目	単位数			標準履修年次
			必修	選択必修	選択	
研究支援科目	課題研究	課題研究Ⅰ（医療科学）	2			1・2
		課題研究Ⅱ（医療科学）	2			1・2
	実習科目	特別実習Ⅰ（医療科学）	2			2・3
		特別実習Ⅱ（医療科学）	2			2・3
論文研究		論文研究Ⅰ（医療科学）	4			3・4
		論文研究Ⅱ（医療科学）	4			3・4

1 5 新興感染症病態制御学系専攻の研究支援科目（課題研究及び実習科目）及び論文研究

科目区分		授業科目	単位数			標準履修年次
			必修	選択必修	選択	
研究支援科目	課題研究	課題研究Ⅰ（新興感染症病態制御学）	2			1・2
		課題研究Ⅱ（新興感染症病態制御学）	2			1・2
	実習科目	特別実習Ⅰ（新興感染症病態制御学）	2			2・3
		特別実習Ⅱ（新興感染症病態制御学）	2			2・3
論文研究		論文研究Ⅰ（新興感染症病態制御学）	4			3・4
		論文研究Ⅱ（新興感染症病態制御学）	4			3・4

1 6 放射線医療科学専攻の研究支援科目（課題研究及び実習科目）及び論文研究

科目区分		授業科目	単位数			標準履修年次
			必修	選択必修	選択	
研究支援科目	課題研究	課題研究Ⅰ（放射線医療科学）	2			1・2
		課題研究Ⅱ（放射線医療科学）	2			1・2
	実習科目	特別実習Ⅰ（放射線医療科学）	2			2・3
		特別実習Ⅱ（放射線医療科学）	2			2・3
論文研究		論文研究Ⅰ（放射線医療科学）	4			3・4
		論文研究Ⅱ（放射線医療科学）	4			3・4

1.7 医療科学専攻，新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻の研究支援科目（演習科目）

科目区分		授業科目	単位数			標準履修年次
			必修	選択必修	選択	
研究支援科目	研究支援科目	肉眼解剖学演習			2	1・2
		組織細胞生物学演習			2	1・2
		顎顔面解剖学演習			2	1・2
		硬組織発生再生学演習			2	1・2
		内臓機能生理学演習			2	1・2
		生化学演習			2	1・2
		腫瘍医学演習			2	1・2
		分子標的医学演習			2	1・2
		加齢口腔生理学演習			2	1・2
		医科薬理学演習			2	1・2
		歯科薬理学演習			2	1・2
		病理診断科学演習			2	1・2
		基礎病理学演習			2	1・2
		情報病理学演習			2	1・2
		口腔病理学演習			2	1・2
		生体材料学演習			2	1・2
		分子腫瘍生物学演習			2	1・2
		法医学演習			2	1・2
		臨床疫学演習			2	1・2
		比較動物医学演習			2	1・2
		バイオメディカルモデル動物学演習			2	1・2
		ゲノム機能解析学演習			2	1・2
		歯科法医学演習			2	1・2
		フロンティア口腔科学演習			2	1・2
		口腔保健学演習			2	1・2
		眼科・視覚科学演習			2	1・2
		耳鼻咽喉・頭頸部外科学演習			2	1・2
		脳神経外科学演習			2	1・2
麻酔集中治療医学演習			2	1・2		

心臓血管外科学演習			2	1・2
泌尿器科学演習			2	1・2
腫瘍外科学演習			2	1・2
移植・消化器外科学演習			2	1・2
産科婦人科学演習			2	1・2
整形外科学演習			2	1・2
形成再建外科学演習			2	1・2
精神神経科学演習			2	1・2
国際・地域精神健康科学演習			2	1・2
皮膚病態学演習			2	1・2
循環器内科学演習			2	1・2
消化器内科学演習			2	1・2
呼吸器内科学演習			2	1・2
病態解析・診断学演習			2	1・2
小児科学演習			2	1・2
放射線診断治療学演習			2	1・2
臨床腫瘍学演習			2	1・2
歯科麻酔学演習			2	1・2
歯科矯正学演習			2	1・2
発達育成歯科学演習			2	1・2
歯周歯内治療学演習			2	1・2
口腔インプラント学演習			2	1・2
歯科補綴学演習			2	1・2
口腔顎顔面外科学演習			2	1・2
口腔診断・情報科学演習			2	1・2
先進口腔医療開発学演習			2	1・2
看護学演習			2	1・2
理学療法学演習			2	1・2
作業療法学演習			2	1・2
保健科学演習			2	1・2
先端臨床薬学特論			1	1・2
先端薬物治療学特論			1	1・2

薬物治療学演習			2	1・2
医薬品情報学演習			2	1・2
薬剤学演習			2	1・2
実践薬学演習			2	1・2
分子病態化学演習			2	1・2
予防医学演習			2	1・2
先端創薬学演習			2	1・2
地域保健・福祉連携学演習			2	1・2
内分泌・代謝内科学演習			2	1・2
脳神経内科学演習			2	1・2
腎臓内科学演習			2	1・2
救命救急医療学演習			2	1・2
リハビリテーション学演習			2	1・2
脳神経病態学演習			2	1・2
神経免疫学演習			2	1・2
地域包括ケア学演習			2	1・2
包括的腫瘍学演習			2	1・2
がん個別化医療・橋渡し推進学演習			2	1・2
免疫学演習			2	1・2
感染分子解析学演習			2	1・2
臨床感染症学演習			2	1・2
ウイルス学演習			2	1・2
口腔病原微生物学演習			2	1・2
臨床微生物学特論			1	1・2
感染症学特論			1	1・2
臨床感染症学実習			2	1・2
感染制御学実習			1	1・2
短期海外臨床研修			1	3
熱帯ウイルス病学演習			2	1・2
病原細菌学演習			2	1・2
病原原虫学演習			2	1・2
原虫生化学演習			2	1・2

熱帯寄生虫学演習			2	1・2
感染生化学演習			2	1・2
免疫遺伝学演習			2	1・2
感染病理学演習			2	1・2
熱帯保健医療情報学演習			2	1・2
国際保健学演習			2	1・2
病害動物学演習			2	1・2
臨床熱帯医学演習			2	1・2
熱帯小児感染症学演習			2	1・2
臨床開発学演習			2	1・2
熱帯細菌学演習			2	1・2
熱帯微生物学演習			2	1・2
新興ウイルス感染症学演習			2	1・2
ウイルス感染制御学演習			2	1・2
ウイルス生態学演習			2	1・2
ウイルス免疫動態学演習			2	1・2
ワクチン開発特論			2	1・2
臓器統合制御学演習			2	1・2
医療政策学演習			2	1・2
ウイルス肝炎治療学演習			2	1・2
先端医療学演習			2	1・2
分子免疫学演習			2	1・2
機能形態学演習			2	1・2
臨床病理学演習			2	1・2
基礎抗酸菌症学演習			2	1・2
臨床抗酸菌症学演習			2	1・2
分子腫瘍・診断学演習			2	1・2
放射線分子疫学演習			2	1・2
放射線生物・防護学演習			2	1・2
健康社会統計学演習			2	1・2
幹細胞生物学演習			2	1・2
血液内科学演習			2	1・2

アイソトープ診断治療学演習			2	1・2
国際ヒバクシャ医療学演習			2	1・2
統合脳神経科学演習			2	1・2
公衆衛生学演習			2	1・2
医療情報学演習			2	1・2
地域医療学演習			2	1・2
リウマチ・膠原病内科学演習			2	1・2
総合診療学演習			2	1・2
災害復興科学演習			2	1・2
人類遺伝学演習			2	1・2
組織修復学演習			2	1・2
腫瘍・診断病理学演習			2	1・2

18 先進予防医学共同専攻

科目区分		授業科目	開設大学			単位数			標準履修年次
			千葉大学	金沢大学	長崎大学	必修	選択必修	選択	
医学基礎科目		医学基礎※	○	○	○		2		1
予防医学基盤科目		医療統計学・疫学	○	○	○	1			1
		環境と遺伝	○	○	○	1			1
		生命倫理	○	○	○	1			1
先進予防医学に関する科目	オミクス解析領域	オミクス解析		○		1			1
		分子腫瘍医科学		○			1		1・2
		分子薬剤応答学		○			1		2
		栄養代謝学		○			1		1・2
		臨床遺伝学			○		1		1・2
	情報医工学領域	情報医工学			○	1			1
		バイオインフォマティクス		○			1		1・2
		探索イメージング学		○			1		2
		レギュラトリーサイエンス	○				1		1・2
		メディカルロボティクス			○		1		2
	マクロ環境領域	マクロ環境	○			1			1
		医療政策・マネジメント	○				1		1・2
		サステイナブル環境健康科学	○				1		2
		社会疫学	○				1		2
		新規感染症と「ワンヘルス」	○				1		1・2
		行動・精神衛生			○		1		2
		放射線健康影響概論			○		1		1・2
		地域医療論			○		1		2
国内・海外フィールド実習に関する科目	ゲノム実習（金沢）		○			1		3・4	
	過疎地コホート実習		○			1		3・4	
	地域医療実習（金沢）		○			1		3・4	
	国際感染症研究フィールド実習		○			1		3・4	
	グローバルヘルス実習		○			1		3・4	

	ヘルシーシティーズ・都市部コホート実習	○				1		3・4
	グローバルヘルス環境医学実習	○				1		3・4
	環境疫学情報処理実習	○				1		3・4
	産業保健フィールド実習	○				1		3・4
	ゲノム実習（長崎）			○		1		3・4
	地域コホート実習			○		1		3・4
	原爆被爆者健康診断学実習			○		1		3・4
	放射線臨床疫学実習			○		1		3・4
研究支援科目	課題研究	○	○	○	1			2
	研究実践レポート（金沢）		○			1		2
	研究実践レポート（千葉）	○				1		2
	研究実践レポート（長崎）			○		1		2
	特別研究Ⅰ	○	○	○	3			3・4
	研究デベロップメントⅠ（金沢）		○			2		3・4
	研究デベロップメントⅠ（千葉）	○				2		3・4
	研究デベロップメントⅠ（長崎）			○		2		3・4
	特別研究Ⅱ	○	○	○	5			3・4
	研究デベロップメントⅡ（金沢）		○			5		3・4
	研究デベロップメントⅡ（千葉）	○				5		3・4
	研究デベロップメントⅡ（長崎）			○		5		3・4

※ 非医療系履修者は、「医学基礎」（医学基礎科目）は必修とする。

19 生命薬科学専攻博士前期課程

科目区分	授業科目	単位数			標準履修年次	
		必修	選択必修	選択		
共通科目	創薬プロセス特論Ⅰ			1	1・2	
	創薬プロセス特論Ⅱ			1	1・2	
	創薬プロセス特論Ⅲ			1	1・2	
	創薬プロセス特論Ⅳ			1	1・2	
	特別薬科学演習Ⅰ			1	1・2	
	特別薬科学演習Ⅱ			1	1・2	
	生命薬科学トピックスⅠ			1	1・2	
	生命薬科学トピックスⅡ			1	1・2	
分子創薬科学	メディシナルケミストリー特論Ⅰ			1	1・2	
	メディシナルケミストリー特論Ⅱ			1	1・2	
	メディシナルケミストリー特論Ⅲ			1	1・2	
	メディシナルケミストリー特論Ⅳ			1	1・2	
	メディシナルケミストリー特論Ⅴ			1	1・2	
	メディシナルケミストリー特論Ⅵ			1	1・2	
	メディカルバイオ特論Ⅰ			1	1・2	
	メディカルバイオ特論Ⅱ			1	1・2	
	メディカルバイオ特論Ⅲ			1	1・2	
	メディカルバイオ特論Ⅳ			1	1・2	
	メディカルバイオ特論Ⅴ			1	1・2	
	メディカルバイオ特論Ⅵ			1	1・2	
	メディカルバイオ特論Ⅶ			1	1・2	
	メディカルバイオ特論Ⅷ			1	1・2	
	分子創薬科学課題研究Ⅰ	4			1～2	
	分子創薬科学特別実験	16			1～2	
	天然薬物学	天然薬物資源学特論Ⅰ			1	1・2
		天然薬物資源学特論Ⅱ			1	1・2
天然薬物資源学特論Ⅲ				1	1・2	
天然薬物資源学特論Ⅳ				1	1・2	

	天然薬物資源学課題研究Ⅰ	4			1～2	
	天然薬物資源学特別実験	16			1～2	
健康薬科学	ヘルスサイエンス特論Ⅰ			1	1・2	
	ヘルスサイエンス特論Ⅱ			1	1・2	
	ヘルスサイエンス特論Ⅲ			1	1・2	
	ヘルスサイエンス特論Ⅳ			1	1・2	
	ヘルスサイエンス特論Ⅴ			1	1・2	
	ヘルスサイエンス特論Ⅵ			1	1・2	
	健康薬科学課題研究Ⅰ	4			1～2	
	健康薬科学特別実験	16			1～2	
	臨床薬学	臨床応用薬学特論Ⅰ			1	1・2
		臨床応用薬学特論Ⅱ			1	1・2
臨床応用薬学特論Ⅲ				1	1・2	
臨床応用薬学特論Ⅳ				1	1・2	
臨床薬学課題研究Ⅰ		4			1～2	
臨床薬学特別実験		16			1～2	

20 生命薬科学専攻博士後期課程

科目区分		授業科目	単位数			標準履修年次
			必修	選択必修	選択	
研究支援科目	課題研究	課題研究Ⅱ（生命薬科学）	2			1
	演習科目	細胞制御学演習			1	1・2
		創薬薬理学演習			1	1・2
		薬化学演習			1	1・2
		薬品製造化学演習			1	1・2
		医薬品合成化学演習			1	1・2
		ゲノム創薬学演習			1	1・2
		創薬資源分子演習			1	1・2
		薬品構造解析学演習			1	1・2
		機能性分子化学演習			1	1・2
		衛生化学演習			1	1・2
		薬品分析化学演習			1	1・2
		特別学外研究			1	1・2・3
	実習科目	特別実習Ⅰ（生命薬科学）	2			2
特別実習Ⅱ（生命薬科学）				2	2・3	
論文研究	論文研究Ⅰ（生命薬科学）	4			2	
	論文研究Ⅱ（生命薬科学）			2	2・3	

別表第 2

- 1 保健学専攻（遺伝看護・遺伝カウンセリングコース、助産師養成コース及び保健師養成コースを除く。）の最低修得単位数

科目区分	修得単位数
共通科目	6 単位以上
専門科目（備考 1）	1 4 単位以上
その他（備考 2）	1 0 単位以上
合計	3 0 単位以上（備考 3）

備考

- 1 指導教員が指定する専門科目 1 4 単位（特論 2 単位，セミナー 2 単位及び特別研究 1 0 単位）以上を履修する。
- 2 共通科目及び専門科目のうち指導教員と相談の上，選択履修する。この場合において，他の分野が開設する授業科目 2 単位までをこれに代えることができる。
- 3 教育に関する科目 1 及び教育に関する科目 2 の単位は最低修得単位数には含まれない。

- 2 保健学専攻における遺伝看護・遺伝カウンセリングコースの最低修得単位数

科目区分		修得単位数
共通科目	保健医療社会学特論	2 単位
	医療倫理	2 単位
専門科目	リプロダクティブヘルス	リプロダクティブヘルス分野特別研究 1 0 単位
研究科が開設する遺伝看護関連科目	遺伝看護セミナー	2 単位
	分子遺伝系	2 単位
	基礎遺伝解析学演習	2 単位
	遺伝医療学	2 単位
	医療情報特論	2 単位
	カウンセリング技法	1 単位
	遺伝看護実習	1 単位
	遺伝カウンセリング実習	6 単位
合計	3 2 単位	

備考 遺伝看護・遺伝カウンセリングコースの学生は，必修科目の他に保健学専攻の共通科目及び専門科目（看護実践科学，公衆衛生看護学及びリプロダクティブヘルス）の授業科目を履修することができる。

3 保健学専攻における助産師養成コースの最低修得単位数

科目区分		修得単位数		
共通科目		6 単位以上		
専門科目 (備考1)	看護実践科学	看護実践科学特論	14 単位以上	
		看護管理学特論		
		看護理論		
		看護教育論		
		看護実践科学セミナー		
		看護実践科学分野特別研究		
	公衆衛生看護学	公衆衛生看護学特論		
		公衆衛生看護学セミナー		
		ヘルスプロモーション特論		
		公衆衛生看護学分野特別研究		
	リプロダクティブヘルス	リプロダクティブヘルス特論		
		リプロダクティブヘルスセミナー		
		周産期救急ケア演習		
		母子保健支援論		
		地域・国際助産学		
		地域助産学演習		
		国際助産学演習		
		リプロダクティブヘルス分野特別研究		
	その他(備考2)			10 単位以上
	研究科が開設する助産師養成 関連科目	助産業務管理学		1 単位
助産業務管理学実習		2 単位		
ウイメンズヘルス特論		1 単位		
ウイメンズヘルス演習		1 単位		
高度助産技術実践論		2 単位		
妊娠期助産診断・ケア学		2 単位		
分娩期助産診断・ケア学		4 単位		
産褥新生児期助産診断・ケア学		2 単位		
育児期助産診断・ケア学		2 単位		
ハイリスク助産診断・ケア学		2 単位		

	助産学実習Ⅰ	2単位
	助産学実習Ⅱ	8単位
	助産学実習Ⅲ	2単位
合計		61単位以上

備考

- 1 助産師養成コースの学生は、指導教員が指定する専門科目のリプロダクティブヘルス14単位（特論2単位，セミナー2単位及び特別研究10単位を含む。）以上を履修する。
- 2 助産師養成コースの学生は、共通科目及び専門科目（周産期救急ケア演習，母子保健支援論及び地域・国際助産学は，必修とする。）のうち指導教員と相談の上，選択履修する。この場合において，熱帯医学・グローバルヘルス研究科が開設する授業科目2単位までをこれに代えることができる。

4 保健学専攻における保健師養成コースの最低修得単位数

科目区分		修得単位数	
共通科目 (備考1)		生体情報科学特論	
		研究方法特論 I	
		研究方法特論 II	
		保健学研究の統計的理論と実践	
		保健統計解析演習	
		保健医療社会学特論	
		グローバルヘルス特論	
		開発協力特論	
		生体機能解析・制御学特論	
		臨床免疫学特論	
		メンタルヘルス特論	
		医療倫理	
専門科目 (備考2)	看護実践科学	看護実践科学特論	
		看護管理学特論	
		看護理論	
		看護教育論	
		看護実践科学セミナー	
		看護実践科学分野特別研究	
	公衆衛生看護学	公衆衛生看護学特論	
		公衆衛生看護学セミナー	
		ヘルスプロモーション特論	
		公衆衛生看護学分野特別研究	
	リプロダクティブヘルス	リプロダクティブヘルス特論	
		リプロダクティブヘルスセミナー	
		周産期救急ケア演習	
		母子保健支援論	
		地域・国際助産学	
		地域助産学演習	
		国際助産学演習	
		リプロダクティブヘルス分野特別研究	
			6 単位以上
			1 4 単位以上

その他（備考3）		10 単位以上
研究科が開設する保健師養成 関連科目	公衆衛生看護学原論	2 単位
	公衆衛生看護支援論	2 単位
	健康支援技術論	2 単位
	公衆衛生看護学演習	2 単位
	公衆衛生看護活動展開論	2 単位
	地域診断学演習	2 単位
	産業保健学	1 単位
	産業保健学演習	1 単位
	学校保健学	1 単位
	公衆衛生看護管理学	2 単位
	健康危機管理論	2 単位
	保健医療福祉行政論	2 単位
	健康政策学	2 単位
	社会調査法	2 単位
	保健医療データ解析学	1 単位
公衆衛生看護学実習	4 単位	
公衆衛生看護管理実習	1 単位	
合計		61 単位以上

備考

- 保健師養成コースの学生は、研究方法特論Ⅱ及び保健学研究の統計的理論と実践を必修とする。
- 保健師養成コースの学生は、指導教員が指定する専門科目の公衆衛生看護学14単位（特論2単位、セミナー2単位及び特別研究10単位を含む。）以上を履修する。
- 保健師養成コースの学生は、共通科目及び専門科目（ヘルスプロモーション特論は、必修とする。）のうち指導教員と相談の上、選択履修する。この場合において、熱帯医学・グローバルヘルス研究科が開設する授業科目2単位までをこれに代えることができる。

別表第3

災害・被ばく医療科学共同専攻の最低修得単位数

科目区分		修得単位数
基礎科目	必修科目	8 単位
	選択必修科目	6 単位以上
専門科目	必修科目	2 単位
	選択必修科目	4 単位以上
	選択科目	4 単位以上
専門実習	選択必修科目	4 単位以上
課題研究	必修科目	6 単位
合計		34 単位以上

備考

各科目区分から上記の単位を修得するとともに、それぞれの構成大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上修得すること。

別表第4

医療科学専攻，新興感染症病態制御学系専攻及び放射線医療科学専攻（各専攻のがん個別化医療専門医師・歯科医師養成コース，多面的がん診療専門医師・歯科医師養成コース，専門薬剤師養成コース，コーディネーター養成コース，ハイブリッド医療人養成コース，地域包括ケア研究医養成コース及び熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成コースを除く。）の最低修得単位数

科目区分		修得単位数
共通科目	生命医療科学セミナー	2 単位
	生命医療科学概論	2 単位以上
	生命医療科学特論	4 単位以上
	生命医療科学実習	
研究支援科目	必修科目	8 単位
	選択科目（備考）	6 単位以上
論文研究		8 単位
合計		30 単位以上

備考 研究科（修士課程及び博士前期課程を除く。）が開設するすべての授業科目から，科目区分欄ごとの最低修得単位数を超えて修得した単位をもって充てることができる。

別表第5

1 医療科学専攻及び放射線医療科学専攻のがん個別化医療専門医師・歯科医師養成コースの最低修得単位数

科目区分		修得単位数
共通科目	生命医療科学セミナー	2単位
	生命医療科学概論	1単位以上
	生命医療科学特論	1単位（備考1）
コース科目	集学的がん治療学特論Ⅰ	1単位
	集学的がん治療学特論Ⅱ	1単位
	集学的がん治療学特論Ⅲ	1単位
	集学的がん治療学特論Ⅳ	1単位
	がん個別化医療実習	2単位
研究支援科目	必修科目	8単位
	選択科目（備考2）	6単位以上
論文研究		8単位
合計		32単位以上

備考

- 1 共通科目について、生命医療科学特論の「包括的腫瘍学特論（基礎編）」を履修すること。
- 2 研究科（修士課程及び博士前期課程を除く。）が開設するすべての授業科目から、科目区分欄ごとの最低修得単位数を超えて修得した単位をもって充てることができる。

2 医療科学専攻及び放射線医療科学専攻の多面的がん診療専門医師・歯科医師養成コースの最低修得単位数

科目区分		修得単位数
共通科目	生命医療科学セミナー	2 単位
	生命医療科学概論	1 単位以上
	生命医療科学特論	1 単位（備考1）
コース科目	集学的がん治療学特論Ⅰ	3 単位以上
	集学的がん治療学特論Ⅱ	
	集学的がん治療学特論Ⅲ	
	集学的がん治療学特論Ⅳ	
	多面的がん治療学実習	2 単位
	在宅・地域医療実習	1 単位以上
	離島・僻地病院実習	
研究支援科目	必修科目	8 単位
	選択科目（備考2）	6 単位以上
論文研究		8 単位
合計		32 単位以上

備考

- 1 共通科目について、生命医療科学特論の「包括的腫瘍学特論（臨床編）」を履修すること。
- 2 研究科（修士課程及び博士前期課程を除く。）が開設するすべての授業科目から、科目区分欄ごとの最低修得単位数を超えて修得した単位をもって充てることができる。

別表第6

1 医療科学専攻の専門薬剤師養成コース及びコーディネーター養成コースの最低修得単位数

科目区分		修得単位数
共通科目	生命医療科学セミナー	2 単位
	生命医療科学概論	2 単位以上
	生命医療科学特論	4 単位以上
	生命医療科学実習	
コース科目	研究科が開設する病院における実習（備考1）	4 単位
研究支援科目	必修科目	8 単位
	選択科目（備考2）	4 単位以上
論文研究		8 単位
合計		32 単位以上

備考

- 1 研究科が開設する病院における実習について、1 コースを選択すること。ただし、2 コースまで選択することができる。
- 2 研究科（修士課程及び博士前期課程を除く。）が開設するすべての授業科目から、科目区分欄ごとの最低修得単位数を超えて修得した単位をもって充てることができる。

2 医療科学専攻のハイブリッド医療人養成コースの最低修得単位数

科目区分		修得単位数
共通科目	生命医療科学セミナー	2 単位
	生命医療科学概論	1 単位以上
	生命医療科学特論	
コース科目	臨床先端医療機器特論	3 単位
	臨床先端医療機器実習	2 単位
	ロボティクス特論	4 単位以上
	超精密加工・計測学特論	
	応用材料強度学 I	
	電気駆動システム設計特論	
	画像応用システム特論	
	映像情報処理特論	
	無機複合物性学	
	先端高分子科学特論	
	先進センシング科学特論	
	先端高分子材料学特論	
	学外連携セミナー	
研究支援科目	必修科目	8 単位
	選択科目（備考）	4 単位以上
論文研究		8 単位
合計		32 単位以上

備考 研究科（修士課程及び博士前期課程を除く。）が開設するすべての授業科目から、科目区分欄ごとの最低修得単位数を超えて修得した単位をもって充てることができる。

3 医療科学専攻の地域包括ケア研究医養成コースの最低修得単位数

科目区分		修得単位数
共通科目	生命医療科学セミナー	2 単位
	生命医療科学概論	1 単位以上
	生命医療科学特論	
コース科目	地域包括ケア特論	7 単位以上
	地域包括ケア演習	
	地域包括ケア実習	
	在宅・地域医療実習	
	離島・僻地病院実習	
研究支援科目	必修科目	8 単位
	選択科目（備考）	6 単位以上
論文研究		8 単位
合計		32 単位以上

備考 研究科（修士課程及び博士前期課程を除く。）が開設するすべての授業科目から、科目区分欄ごとの最低修得単位数を超えて修得した単位をもって充てることができる。

別表第 7

新興感染症病態制御学系専攻の熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成コースの最低修得単位数

科目区分		修得単位数
感染症課題解決型科目群	必修科目	6 単位
実習演習科目群	選択必修科目	12 単位以上
グローバルリーダー教養科目群		
グローバルリーダー演習科目群		
課題研究		4 単位
論文研究		8 単位
合計		30 単位以上

別表第 8

先進予防医学共同専攻の最低修得単位数

科目区分		修得単位数
予防医学基盤科目	必修科目	3 単位
先進予防医学に関する科目	必修科目	3 単位
	選択必修科目	3 単位以上
国内・海外フィールド実習に関する科目	選択必修科目	1 単位以上
研究支援科目	必修科目	9 単位
	選択必修科目	1 6 単位
合計		3 5 単位以上

備考

- 1 各科目区分から上記の単位を修得するとともに、それぞれの構成大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により 1 0 単位以上修得すること。
- 2 予防医学基盤科目は、原則として、研究科で修得すること。
- 3 先進予防医学に関する科目のうち、「選択必修科目」については、それぞれの構成大学院から 1 単位以上修得すること。
- 4 研究支援科目において、「課題研究」を履修した大学院以外の構成大学院が開設する「研究実践レポート」（各 1 単位）をそれぞれ修得すること。
- 5 研究支援科目において、「特別研究Ⅰ」を履修した大学院以外の構成大学院が開設する「研究デベロップメントⅠ」（各 2 単位）をそれぞれ修得すること。
- 6 研究支援科目において、「特別研究Ⅱ」を履修した大学院以外の構成大学院が開設する「研究デベロップメントⅡ」（各 5 単位）をそれぞれ修得すること。

別表第 9

生命薬科学専攻博士前期課程の最低修得単位数

科目区分	修得単位数
特論（特別薬科学演習及び生命薬科学トピックスを含む。）	1 0 単位以上
生命薬科学専攻博士前期課程が開設する課題研究	4 単位
生命薬科学専攻博士前期課程が開設する特別実験	1 6 単位
合計	3 0 単位以上

備考 指導教員が指定する授業科目から上記修得単位数を履修する。

別表第10

生命薬科学専攻博士後期課程の最低修得単位数

科目区分		修得単位数
共通科目	生命医療科学セミナー	2 単位
	生命医療科学概論	1 単位以上
	生命医療科学特論	1 単位以上
	生命医療科学実習	
研究支援科目	必修科目	4 単位
	選択科目（備考）	4 単位以上
論文研究		4 単位以上
合計		16 単位以上

備考 研究科（修士課程及び博士前期課程を除く。）が開設するすべての授業科目から，科目区分欄ごとの最低修得単位数を超えて修得した単位をもって充てることができる。

長崎大学大学院

医歯薬学総合研究科学学位審査規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学学位規則（平成16年規則第11号。以下「規則」という。）第22条の規定に基づき、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科（以下「研究科」という。）における学位審査に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 博士課程修了認定に係る学位審査

(論文提出の資格)

第2条 規則第5条第1項の規定により博士課程修了認定のために学位論文（以下「論文」という。）の審査を受けようとする者（以下「博士課程修了予定者」という。）は、博士課程に3年以上在学し、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程（平成16年医歯薬学総合研究科規程第1号。以下「規程」という。）第8条及び第8条の2に規定する単位を修得した者又は修得が確実に見込まれる者で、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければならない。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間に関しては、2年以上あれば足りるものとする。

(論文提出の時期)

第3条 論文は、在学中に提出するものとし、提出の時期は、博士課程第4年次の9月以降とする。ただし、後期の始めに入学した者（以下「秋季入学者」という。）にあつては博士課程第4年次の3月以降とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条ただし書の規定により在学期間を短縮されることとなる者の論文提出の時期は、別に定める。

(論文提出の手続)

第4条 博士課程修了予定者は、次に掲げる書類を主任指導教員を経て、研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願 2部
- (2) 論文 2部（他に電子データを提出すること。）
- (3) 論文目録 2部
- (4) 論文内容の要旨（2,000字以内） 3部（他に電子データを提出すること。）
- (5) 参考論文を添付する場合 3部

2 論文は、公表されたもの又は公表することが確約されたものでなければならない。

3 第1項第1号、第3号及び第4号に規定する書類の様式は、別に定める。

(受理審査)

第5条 研究科長は、前条の規定により論文の提出があったときは、教授会に論文の受理審査を付議した上、受理すべきか否かの決定を行うものとする。

2 教授会は、前項の受理審査を行う際は、単位の修得状況及び論文内容の要旨等について主任指導教員の説明を求めた上で、受理すべきか否かについて審議し、研究科長に報告する。

(学位審査委員)

第6条 教授会は、前条第1項の規定により受理すべきものと決定したときは、教授会構成員のうちから学位審査委員として主査1人及び副査2人以上を選出する。ただし、必要があると認められるときは、教授会構成員以外の教員等1人を副査に加えることができる。

2 前項に定めるもののほか、先進予防医学共同専攻においては、長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号。以下「大学院学則」という。）第7条の4第2項に規定する構成大学院（以下「構成大学院」という。）のうち、他の大学院から研究指導教員の資格を有する者各1人を副査として審査委員に加えることができる。

(論文の審査及び最終試験)

第7条 学位審査委員は、第5条の審査の日から6週間以内に論文の審査及び最終試験を行い、その結果を教授会に報告しなければならない。

2 前項の最終試験は、論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。

3 第1項の報告は、別に定める論文審査の結果の要旨及び最終試験の結果の要旨により行うものとする。

(課程修了の可否)

第8条 教授会は、前条第1項の報告に基づき、課程修了の可否を審議し、学長に意見を述べるものとする。

2 先進予防医学共同専攻において、前項の議決を行う場合は、規則第12条第3項に規定する協議の場（以下「構成大学院間の協議の場」という。）における審議を経ていなければならない。

(学位授与の期日)

第9条 論文の審査及び最終試験に合格し、課程修了の認定を受けた次の各号に掲げる者に対する学位授与の期日は、それぞれ当該各号に掲げる日とする。

(1) 標準修業年限以内に合格した者 学期末

(2) 標準修業年限を超えて在学した者 合格した日

2 前項第1号の規定にかかわらず、規程第24条第4項及び第5項のただし書の規定により在学期間を短縮されることとなる者のうち、3年を超えて在学する者に対する学位授与の期日は、合格した日とする。

第3章 修士課程及び博士前期課程の修了認定に係る学位審査

(論文提出の資格)

第10条 規則第4条の規定による課程修了の認定のために論文の審査を受けようとする者（以下「修士課程及び博士前期課程修了予定者」という。）は、修士課程又は博士前期課程に1年以上在学し、規程第7条、第7条の2及び第9条に規定する単位を修得した者又は修得が確実に見込まれる者で、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければならない。

(論文提出の時期)

第11条 論文は、在学中に提出するものとし、その提出の時期は、修士課程及び博士前期課程は最終学年の2月以降とする。ただし、修士課程及び博士前期課程の秋季入学者にあつては最終学年の8月以降とする。

(論文提出の手続)

第12条 修士課程及び博士前期課程修了予定者は、次に掲げる書類を主任指導教員を経て、研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願 2部
- (2) 論文 2部（他に審査用として必要部数を添付すること。）
- (3) 論文内容の要旨（2,000字以内） 2部（他に審査用として必要部数を添付すること。）

2 前項第1号及び第3号に規定する書類の様式は、別に定める。

(学位審査委員)

第13条 研究科長は、前条の規定により論文の提出があつたときは、教授会に論文の審査を付議するものとし、教授会は、教授会構成員のうちから学位審査委員として主査1人及び副査2人以上を選出する。ただし、必要があると認められるときは、教授会構成員以外の教員等1人を副査に加えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、保健学専攻及び災害・被ばく医療科学共同専攻の修士課程並びに生命薬科学専攻博士前期課程にあつては、教授会が必要であると認めるときは、2人を限度として研究科の教育を担当する教員で教授会構成員以外の者（研究指導担当適格者に限る。）を前項本文の学位審査委員とすることができる。

3 前2項に定めるもののほか、災害・被ばく医療科学共同専攻においては、構成大学院のうち、他の大学院から研究指導教員の資格を有する者1人を副査として審査委員に加えることができる。

(論文の審査及び最終試験)

第14条 学位審査委員は、所定の期日までに論文の審査及び最終試験を行い、その結果を教授会に報告しなければならない。

2 前項の最終試験は、論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。

3 第1項の報告は、別に定める論文審査の結果の要旨及び最終試験の結果報告により行うものとする。

(課程修了の可否)

第15条 教授会は、前条第1項の報告に基づき、課程修了の可否を審議し、学長に意見を述べるものとする。

2 災害・被ばく医療科学共同専攻において、前項の議決を行う場合は、構成大学院間の協議の場における審議を経ているなければならない。

(学位授与の期日)

第16条 論文の審査及び最終試験に合格し、課程修了の認定を受けた者に対する学位授与の期日は、学期末とする。

第4章 博士後期課程修了認定に係る学位審査

(論文提出の資格)

第17条 規則第5条第1項の規定により博士後期課程修了認定のために論文の審査を受けようとする者（以下「博士後期課程修了予定者」という。）は、博士後期課程に2年以上在学し、規程第10条に規定する単位を修得した者又は修得が確実に見込まれる者で、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければならない。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間に関しては、1年以上あれば足りるものとする。

(論文提出の時期)

第18条 論文は、在学中に提出するものとし、提出の時期は、博士後期課程第3年次の1月以降とする。ただし、秋季入学者にあつては博士後期課程第3年次の7月以降とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条ただし書の規定により在学期間を短縮されることとなる者の論文提出の時期は、別に定める。

(論文提出の手続)

第19条 博士後期課程修了予定者は、次に掲げる書類を主任指導教員を経て、研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願 2部
- (2) 論文 2部（他に電子データを提出すること。）
- (3) 論文目録 2部
- (4) 論文内容の要旨（2,000字以内） 3部（他に電子データを提出すること。）
- (5) 論文の基礎となる学術論文 1部（他に電子データを提出すること。）
- (6) 参考論文を添付する場合 3部

2 前項第1号、第3号及び第4号に規定する書類の様式は、別に定める。

(受理審査)

第20条 研究科長は、前条の規定により論文の提出があったときは、教授会に論文の受理審査を付議した上、受理すべきか否かの決定を行うものとする。

2 教授会は、前項の受理審査を行う際は、単位の修得状況及び論文内容の要旨等について主任指導教員の説明を求めた上で、受理すべきか否かについて審議し、研究科長に報告する。

(学位審査委員)

第21条 教授会は、前条第1項の規定により受理すべきものと決定したときは、教授会構成員のうちから学位審査委員として主査1人及び副査2人以上を選出する。ただし、必要があると認められるときは、教授会構成員以外の教員等1人を副査に加えることができる。

(論文の審査及び最終試験)

第22条 学位審査委員は、第20条の審査の日から6週間以内に論文の審査及び最終試験を行い、その結果を教授会に報告しなければならない。

2 前項の最終試験は、論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。

3 第1項の報告は、別に定める論文審査の結果の要旨及び最終試験の結果の要旨により行うものとする。

(課程修了の可否)

第23条 教授会は、前条第1項の報告に基づき、課程修了の可否を審議し、学長に意見を述べるものとする。

(学位授与の期日)

第24条 論文の審査及び最終試験に合格し、課程修了の認定を受けた次の各号に掲げる者に対する学位授与の期日は、それぞれ当該各号に掲げる日とする。

- (1) 標準修業年限以内に合格した者 学期末
- (2) 標準修業年限を超えて在学した者 合格した日

2 前項第1号の規定にかかわらず、規程第24条第8項ただし書の規定により在学期間を短縮されることとなる者のうち、1年を超えて在学する者に対する学位授与の期日は、合格した日とする。

第5章 博士課程又は博士後期課程を経ない者に係る学位審査

(論文提出の資格)

第25条 規則第5条第2項の規定により論文を提出して学位を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 博士課程に4年以上又は博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者
- (2) 大学（医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に限る。）を卒業した後、5年以上の医学、歯学又は薬学に関する研究歴を有する者。ただし、医学に関する研究歴の

うち臨床医学における研究歴は、医師免許取得後2年間の臨床研修後から起算するものとする。

- (3) 博士前期課程又は修士課程を修了した後、5年以上の医学、歯学又は薬学に関する研究歴を有する者
- (4) 大学（医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を除く。）を卒業した後、7年以上の医学、歯学又は薬学に関する研究歴を有する者
- (5) その他教授会が前3号に掲げる者と同等以上と認めた者

2 前項第2号、第3号及び第4号に規定する医学、歯学又は薬学に関する研究歴とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 大学の専任教員として研究に従事した期間
- (2) 大学院の学生として研究科に在学した期間
- (3) 研究生として学部、研究科等に在学した期間
- (4) その他教授会において、前各号と同等以上と認めた期間

（論文提出の手續）

第26条 申請者が論文の審査を願い出る場合は、次に掲げる書類に所定の審査手数料を添え、指導を受けた研究科の教授及び准教授（以下「指導教員」という。）又は論文の紹介をする教授（以下「紹介教授」という。）を経て、研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位申請書 2部
- (2) 論文 2部（他に電子データを提出すること。）
- (3) 論文目録 2部
- (4) 論文内容の要旨（2,000字以内） 3部（他に電子データを提出すること。）
- (5) 参考論文を添付する場合 3部
- (6) 履歴書 3部
- (7) 最終出身校の卒業証明書、修了証明書又は単位修得退学証明書等 1部
- (8) 研究期間証明書（ただし、前条第1項第1号に定める者を除く。） 1部

2 前項第1号、第3号、第4号、第6号及び第8号に規定する書類の様式は、別に定める。

3 論文は、原則として、公表したものでなければならない。

4 学位記に付記する専攻分野の名称を薬学又は薬科学とすることを希望する者は、第1項各号に定める書類のほか、論文の基礎となる学術論文1部（他に電子データを提出すること。）を提出するものとする。

（学位申請者資格審査委員会）

第27条 申請者の論文提出の資格を審査するため、教授会に学位申請者資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）を置く。

2 資格審査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(受理審査)

第28条 研究科長は、第26条第1項の規定により論文の提出があったときは、資格審査委員会の審査を経て、教授会に論文の受理審査を付議した上、受理すべきか否かの決定を行うものとする。

2 教授会は、前項の受理審査を行う際は、申請者の経歴及び論文内容の要旨等について指導教員又は紹介教授の説明を求めた上で、受理すべきか否かについて審議し、研究科長に報告する。

(学位審査委員)

第29条 教授会は、前条第1項の規定により受理すべきものと決定したときは、教授会構成員のうちから学位審査委員として主査1人及び副査2人以上を選出する。ただし、必要があると認められるときは、教授会構成員以外の教員等1人を副査に加えることができる。

(論文の審査、試験及び試問)

第30条 学位審査委員は、第28条の審査の日から6週間以内に論文の審査、試験及び試問を行い、その結果を教授会に報告するものとする。

2 前項の試験は、論文を中心とし、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。

3 第1項の試問は、口頭又は筆答により、専攻する学術に関し、博士課程又は博士後期課程を終えて学位を授与された者と同等以上の学識を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力を有するか否かについて行う。この場合、外国語については、1種類を課す。

4 第25条第1項第1号に該当する者が退学後4年以内に論文を提出したときは、前項の試問を免除することができる。

5 第1項の報告は、別に定める論文審査の結果の要旨及び試験及び試問の結果の要旨により行うものとする。

(学位授与の可否)

第31条 教授会は、前条第1項の報告に基づき、学位授与の可否を審議し、学長に意見を述べるものとする。

(学位授与の期日)

第32条 論文の審査並びに試験及び試問に合格した者に対する学位授与の期日は、合格した日とする。

第6章 雑則

(補則)

第33条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和3年9月6日医歯薬学総合研究科規程第5号)

この規程は、令和3年9月6日から施行する。

【全課程共通】

- 医歯薬学総合研究科学位審査に関する申し合わせ
- 長崎大学長期履修規程
- 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科における
長期履修に関する内規
- 医歯薬学総合研究科に所属する学生の「留学」条件（申し合せ）
- 諸手続等一覧

医歯薬学総合研究科学学位審査に関する申し合わせ

〔平成15年12月10日〕
〔医歯薬学総合研究科教授会〕

【博士課程】

1. 論文提出の資格について（学位審査規程第2条関係）

- (1) 学生は、課程修了のための学位論文（以下「論文」という。）に係る研究の進捗状況等の審査・指導を目的とする中間発表会において発表を行い、主任指導教員を始め専攻又は関係が深い研究領域の教員の指導・助言を得なければならない。
 - ① 中間発表会の実施時期は、3年次を原則とし、実施の方法・日時等詳細は、専攻又は研究領域単位で定めて実施（学位審査時に主査・副査となることが予想される教員の参加を考慮）する。
 - ② 在学期間の特例（3年修了、以下博士課程同様。）を受ける者に対する中間発表会は、これを論文受理の事前審査と位置付け、在学期間の特例を受ける場合の評価基準とともに、主任指導教員が推薦する場合の判断のひとつとする。
- (2) 在学期間の特例の適用の可否については、別途規定する「在学期間の特例を受ける場合の評価基準等について」に定める基準により判定する。
- (3) 論文を提出した者は、他の大学院等（留学を含む。）における研究指導又は専攻分野に関する科目の履修は認めないものとする。

2. 論文提出の時期について（第3条関係）

在学期間の特例の適用を受ける者の論文提出の時期は、3年次の1月以降（秋季入学者は3年次の7月以降）とする。

3. 論文提出の手続について（第4条関係）

- (1) 論文は、指導教員が事前に投稿することを承認した原著論文とする。論文が共著論文の場合、修了予定者は第一著者であることとし、論文審査制度を備えた国際誌、全国的な学会が発行する雑誌、又はこれに相当するものに掲載された欧文論文に限るものとする。

なお、論文は、上述の雑誌等の編集部が査読を行い、受理及び公表の判断をしたものでなければならない。
- (2) 論文内容の要旨は和文又は英文に限る。
- (3) 参考論文を提出する場合は、学位論文に関係する論文とする。
- (4) 学位審査規程第4条に規定する書類以外に必要とする書類
 - ① 論文申請確認書
 - ② 掲載承諾書（公表していない論文の場合）

公表することを確約した出版社、雑誌社又は学会等の「掲載証明書」又は「出版契約書」を論文提出の際に添付する。
 - ③ 承諾書（論文が共著論文の場合）

承諾書は、全共著者の承諾書を提出するものとする。
- (5) テーシス形式で論文を提出する場合
 - ① 論文の基礎となる学術論文は、論文に関係する原著論文とし、うち1編以上は3の(1)のとおりとする。

また、公表した原著論文については、著者名（全員）、題名、掲載雑誌、巻、頁及び掲載年号を論文目録に明記するものとする。

なお、出版社、雑誌社又は学会等に受理されているが公表前である原著論文については、受理されたことを証明する書類を添付しなければならない。

- ② 学位審査規程第4条に規定する書類以外に必要とする書類として、論文の基礎となる学術論文を1部提出するものとする。
- ③ 学位審査規程第4条に規定する書類以外に必要とする書類として、論文の基礎となる学術論文が共著論文の場合、全共著者の承諾書を提出するものとする。
- ④ 審査を経て論文に変更が生じた場合は、審査終了後に完成論文として1部を製本し、大学院担当へ再提出するものとする。

4. 受理審査について（第5条関係）

- (1) 受理審査は、学位論文事前審査会（以下「事前審査会」という。）開催日の前週の月曜日までに研究科長〔生命医科学域・研究所事務部学務課大学院担当（以下「大学院担当」という。）〕へ提出された論文について行うものとする。
- (2) 受理審査における事前審査会配付資料は、提出された論文内容の要旨とする。なお、単位修得状況及び付記する学位の専攻分野についても一覧表配付をもって説明に替えるものとする。

5. 学位審査委員（以下「審査委員」という。）について（第6条関係）

- (1) 主任指導教員は、受理審査を諮る事前審査会開催日の前週の月曜日までに、事前審査会で承認を得たい主査1人及び副査2人以上の氏名（教授会構成員以外の者を副査に加える場合はその者の履歴書等の書類を含む。）及び付記する学位の専攻分野を大学院担当へ報告するものとする。受理の可否、審査委員の選出及び付記する学位の専攻分野の審査等は一括して行う。
- (2) 教授会構成員以外の教員等1人を副査に加える場合は、博士の学位を有する者を原則とする。
- (3) 共著論文の場合、共著者である教授は、審査委員（主査及び副査）となることはできないものとする。
- (4) 審査委員は、付記する学位の専攻分野に応じ、その審査が可能な者を選出するものとする。

6. 論文の審査及び最終試験について（第7条関係）

(1) 公開審査会について

修了予定者は、教授会が主催する公開審査会において論文を発表しなければならない。

- ① 発表は、英語又は日本語で行う。
- ② 時間は、修了予定者1人について、質疑応答を含め1時間以内とする。
- ③ プロジェクター及び説明資料等の準備は、発表者の責任で行う。
- ④ 公開審査会の司会は、主査又は副査が行う。
- ⑤ 主査及び副査は公開審査会の日時等を決定し、大学院担当へ通知するものとする。大学院担当は当該日時等を修了予定者へ連絡するとともに、教授会構成員に対しては医歯薬ホームページで案内する。

(2) 論文審査及び最終試験について

審査委員は、受理審査後6週間以内に論文の審査及び最終試験を行うものとし、その結果の要旨を所定の様式により研究科長〔大学院担当〕へ報告するものとする。なお、提出する結果の要旨は和文又は英文に限るものとする。

ただし、審査委員が海外に在住している等特段の事情がある場合は、所定の様式に押印又は署名された画像及びその画像に関する審査委員からの受信メールの写しを提出することで、原本に代えることができる。併せて、審査委員は、希望する課程修了の可否を付議する教授会の期日を決め、当該教授会が開催される1週間前までに上述の報告（所定の様式提出）とともに大学院担当へ連絡（都合により議題から取り下げる場合は、速やかに連絡願う。）するものとする。特に、学位の授与期日が決められている標準修業年限内の修了予定者の審査については、教授会開催期日に留意する。

〔所定の様式及び提出部数等〕

論文審査の結果の要旨（様式第5号）：1部（他に電子データを提出すること。）

最終試験の結果の要旨（様式第6号）：1部（他に電子データを提出すること。）

7. 課程修了の可否について（第8条関係）

- (1) 教授会における審査委員（主査）の論文審査の結果の要旨及び最終試験の結果の要旨は、報告資料として事前に配付し、これを修了予定者個々の説明に替える報告として取り扱う。
- (2) 課程修了の可否の投票は、学務委員長による事前審査会での事前審査の結果報告を経て行うものとする。（教授会構成員の2/3以上の出席で、出席者の2/3以上の賛成で可決（長崎大学学位規則第12条第2項））
なお、質疑等が生じた場合には、当該修了予定者の主査又は副査に説明を求めたうえで投票を行うものとする。
- (3) 教授会に主査が出席できない場合は、次回以降の教授会に付議するものとする。

【博士前期課程】

8. 論文提出の手続について（第12条関係）

- (1) 論文は、和文又は英文とし、提出した論文は審査終了までの間は審査用として使用する。
審査終了後は、完成論文図書室保管用として1部を両面印刷し、医歯薬学総合研究科薬学系事務室学務担当へ再提出するものとする。
- (2) 審査用として提出する論文内容の要旨は、所定の発表会用要旨（A4版2枚以内）をもって替え、200部（学務担当で番号確認後、各人が印刷）提出させる。

9. 論文の審査及び最終試験について（第14条関係）

- (1) 学位論文発表会について
修了予定者は、教授会が主催する学位論文発表会で論文を発表するものとし、発表の時期、日時及び実施方法等の詳細は、薬学系会議において定め実施する。
- (2) 論文審査及び最終試験について
審査委員の論文審査及び最終試験の教授会への報告は、「論文審査の結果の要旨及び最終試験の結果報告（様式第7号）」により、薬学系会議へ行う。

10. 課程修了の可否について（第15条関係）

- (1) 課程修了の可否及び付記する学位の専攻分野は、薬学系会議において個々に審議し、その結果を一括して教授会へ報告（修了予定者名簿等による。）する。
- (2) 教授会は、薬学系会議の報告に基づき、可否を一括して議決する。なお、学長への学位審査報告書に記入を要する学位授与を可とする者の人数は、当該教授会出席者数とする。

【博士後期課程】

11. 論文提出の資格について（第17条関係）

- (1) 学生は、課程修了のための論文に係る研究の進捗状況等の審査・指導を目的とする中間発表会において発表を行い、主任指導教員を始め専攻又は関係が深い研究領域の教員の指導・助言を得なければならない。
 - ① 中間発表会の実施時期は、2年次を原則とし、実施の方法・日時等詳細は、専攻又は研究領域単位で定めて実施（学位審査時に主査・副査となることが予想される教員の参加を考慮）する。
 - ② 在学期間の特例（2年修了、以下博士後期課程同様。）を受ける者に対する中間発表会は、これを論文受理の事前審査と位置付け、在学期間の特例を受ける場合の評価基準とともに、主任指導教員が推薦する場合の判断のひとつとする。
- (2) 在学期間の特例（1年）については、これを2年とし、適用の可否については、別途規定する「在学期間の特例を受ける場合の評価基準等について」に定める基準により判定する。

12. 論文提出の時期について（第18条関係）

在学期間の特例の適用を受ける者の論文提出の時期は、2年次の1月以降（秋季入学者は2年次の7月以降）とする。

13. 論文提出の手続について（第19条関係）

- (1) 論文は、テーシス形式とする。なお、提出した論文は、審査終了までの間は審査用として使用する。審査終了後に完成論文として1部を製本し、大学院担当へ再提出するものとする。
- (2) 論文の基礎となる学術論文は、論文に関係する原著論文とし、審査用として提出する部数は3部とする。
- (3) 原著論文は、論文審査制度を備えた国際誌、全国的な学会が発行する雑誌又はこれに相当するものに掲載された1編以上で、うち1編は英文で記述されたものとする。

さらに、原著論文は、上述の雑誌等の編集部が査読を行い、受理及び公表の判断をしたものでなければならない。

なお、公表した原著論文については、著者名（全員）、題名、掲載雑誌、巻、頁及び掲載年号を論文目録に明記するものとする。

また、出版社、雑誌社又は学会等に受理されているが公表前である原著論文については、受理されたことを証明する書類を添付しなければならない。
- (4) 論文内容の要旨は和文又は英文に限る。
- (5) 学位審査規程第19条に規定する書類以外に必要とする書類として、論文の基礎となる学術論文が共著論文の場合、全共著者の承諾書を提出するものとする。
- (6) 以上の他、様式の注意事項等の詳細については、薬学系において定める。

14. 受理審査について（第20条関係）

- (1) 受理審査は、事前審査会開催日の前週の月曜日までに研究科長〔大学院担当〕へ提出された論文について行うものとする。(2) 受理審査における事前審査会配付資料は、提出された論文内容の要旨とする。なお、単位修得状況及び付記する学位の専攻分野についても一覧表配付をもって説明に替えるものとする。

15. 学位審査委員について（第21条関係）

- (1) 主任指導教員は、受理審査を諮る事前審査会開催日の前週の月曜日までに、事前審査会で承認を得たい主査1人及び副査2人以上の氏名（教授会構成員以外の者を副査に加える場合はその者の履歴書等の書類を含む。）及び付記する学位の専攻分野を大学院担当へ報告するものとする。受理の可否、審査委員の選出及び付記する学位の専攻分野の審査等は一括して行う。

- (2) 教授会構成員以外の教員等 1 人を副査に加える場合は、博士の学位を有する者を原則とする。

16. 論文の審査及び審査委員について（第 22 条関係）

(1) 公開審査会について

修了予定者は、教授会が主催する公開審査会において論文を発表しなければならない。

- ① 発表は、英語又は日本語で行う。
- ② 時間は、修了予定者 1 人について、質疑応答を含め 1 時間以内とする。
- ③ プロジェクター及び説明資料等の準備は、発表者の責任で行う。
- ④ 公開審査会の司会は、主査又は副査が行う。
- ⑤ 主査及び副査は公開審査会の日時等を決定し、大学院担当へ通知するものとする。大学院担当は当該日時等を修了予定者へ連絡するとともに、教授会構成員に対しては医歯薬ホームページで案内する。
- ⑥ 論文内容の要旨を必要部数印刷し事前に配付する。

(2) 論文審査及び最終試験について

審査委員は、受理審査後 6 週間以内に論文の審査及び最終試験を行うものとし、その結果の要旨を所定の様式により研究科長〔大学院担当〕へ報告するものとする。なお、提出する結果の要旨は和文又は英文に限るものとする。

ただし、審査委員が海外に在住している等特段の事情がある場合は、所定の様式に押印又は署名された画像及びその画像に関する審査委員からの受信メールの写しを提出することで、原本に代えることができる。

なお、論文審査のため審査委員のみに論文を配布する。併せて、審査委員は、希望する課程修了の可否を付議する教授会の期日を決め、当該教授会が開催される 1 週間前までに上述の報告（所定の様式提出）とともに大学院担当へ連絡（都合により議題から取り下げる場合は、速やかに連絡願う。）するものとする。特に、学位の授与期日が決められている標準修業年限内の修了予定者の審査については、教授会開催期日に留意する。

〔所定の様式及び提出部数等〕

論文審査の結果の要旨（様式第 5 号）：1 部（他に電子データを提出すること。）

最終試験の結果の要旨（様式第 6 号）：1 部（他に電子データを提出すること。）

17. 課程修了の可否について（第 23 条関係）

- (1) 教授会における審査委員（主査）の論文審査の結果の要旨及び最終試験の結果の要旨は、報告資料として事前に配付し、これを修了予定者個々の説明に替える報告として取り扱う。
- (2) 課程修了の可否の投票は、学務委員長による事前審査会での事前審査の結果報告を経て行うものとする。（教授会構成員の 2 / 3 以上の出席で、出席者の 2 / 3 以上の賛成で可決（長崎大学学位規則第 12 条第 2 項））
なお、質疑等が生じた場合には、当該修了予定者の主査又は副査に説明を求めたうえで投票を行うものとする。
- (3) 教授会に主査が出席できない場合は、次回以降の教授会に付議するものとする。

18. 学位授与の期日について（第 24 条関係）

第 24 条第 2 項中の「1 年を超えて在学する者」の「1 年」は、「2 年」と読み替える。

【論文博士】

19. 論文提出の資格について（第25条関係）

(1) 語学（外国語（英語））試験（以下「語学試験」という。）について

学位を申請しようとする者は、第25条に定める研究歴を有し、かつ、本研究科が実施する語学試験に合格した者とする。なお、語学試験の有効期限は合格日から5年とする。

ただし、以下の者については、語学試験を免除する。

- ① 単位取得退学者
- ② 単位取得前退学者のうち、入学試験時の英語の点数が60%以上の者で、入学時より5年以内の者

(2) 研究歴について

① 第25条第1項第1号に規定する「博士課程に4年以上又は博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者」は、本研究科の単位取得退学者並びに本研究科前身の医学研究科、歯学研究科及び薬学研究科の単位取得退学者とする。

② 第25条第1項第2号、第3号、第4号及び同条第2項に規定する「医学、歯学又は薬学に関する研究歴」は、内容に応じて学位記に付記する専攻分野（医学、歯学、薬学、薬科学又は学術）の全ての研究歴に該当するものとする。

③ 第25条第2項第1号、第2号及び第3号に規定する期間は、本学に従事又は在学した期間とする。

④ 第25条第2項第4号に規定する「前各号と同等以上と認めた期間」は、長崎大学（以下「本学」という。）と共同研究契約を締結し、本研究科と極めて関連のある共同研究において、研究の主たる役割を担い研究職として従事した期間とする。

なお、当該研究期間の認定については、研究指導教員から申請者が研究に従事したことがわかる客観的な資料を提出の上、教授会で審議し、研究科長が承認するものとする。

⑤ 所定の論文提出の資格要件に係る研究歴のうち2年以上の期間は、本学の研究職員又は全日制研究生等として在籍しなければならない。

なお、大学院退学者の大学院在学期間は、全日制研究生と同様に取り扱うものとする。

⑥ 短期大学の専任教員として研究に従事した期間は、本学の専任教員として研究に従事した期間に含むこととする。

⑦ 全日制研究生の基準は、次のとおりとする。

月曜日から金曜日の1日7時間45分×5日の週38時間45分の通常時間帯に32時間以上を研究生として研究に従事することとする。

⑧ 歯学系の臨床研修期間について

ア 歯科医師免許交付後の臨床研修期間は、6月からの臨床研修開始であっても、その年は翌年3月までをもって1年間と計算する。

イ 勤務病院等に関係なく歯科医師免許取得後2年間の臨床経験があれば臨床研修期間とみなすものとする。

ウ 臨床研修期間に大学院生又は研究生として在学し、研究指導を受けた期間は、歯学に関する研究歴の期間とする。

⑨ 日本学術振興会論文博士取得支援事業採用者の学位審査は、学位審査規程及び学位審査に関する申し合わせに準じて行うものとする。

20. 論文提出の手続について（第26条関係）

(1) 論文の区分について

論文は、「指導論文」及び「紹介論文」とする。ただし、この区分は、審査が終了するまでの取り扱いで、審査終了後は論文博士（乙）となる。

ただし、「指導論文」及び「紹介論文」とともに、所定の研究歴を有するものとする。

① 指導論文

「指導論文」とは、研究歴が研究科（本研究科に関わる全ての学部・研究所等を指す。以下同じ。）で行われたもので、提出する論文中に研究科の研究室で行われたことが明記（表題中の所属機関に研究科の研究室名が記入されていること。）されているものとする。

② 紹介論文

「紹介論文」とは、「指導論文」として該当しない論文とし、本学に対して極めて貢献度が高い論文についてのみ例外的に認めるものとする。提出に当たっては、研究科の研究指導教授（以下「紹介教授」という。）を経て研究科長〔大学院担当〕へ申請するものとし、所属機関の長又は研究指導者の「紹介状」を添付しなければならない。

（紹介論文の事例）

- i 研究科の紹介教授等が何らかの形で指導に関わっており、紹介教授等の指導経過等の報告書をもって紹介状に替えることができる。
 - イ 論文に研究科の研究室で行われたことが明記されており、研究歴5年のうち一定期間を他大学の専任教員又は研究生等の身分で研究に従事した場合
 - ロ 論文に研究科の研究室で行われたことが明記されており、他大学（外国を含む。）の教員が研究科の研究室において研究員等の身分で研究指導を受け、論文を完成して提出した場合
 - ハ 論文に研究科の研究室で行われたことの明記がなく、研究歴が研究科の研究室におけるものである場合
- ii 論文、研究歴とも本研究科に関係がない場合、研究科長あてに正式な「紹介状」を提出させる。

(2) 提出論文の制限について

① 論文は、公表されたものとする。この場合の公表とは、学術雑誌に掲載が決定した論文で、以下のいずれかの状態にあり、第三者が閲覧可能な状況にあることをいう。

ア 冊子体のみの雑誌の場合：冊子で印刷されている。

イ 電子媒体のみの雑誌の場合：掲載雑誌のインターネットサイト上に掲載されている。

ウ 冊子体及び電子媒体をともに有する雑誌の場合：上記のいずれかの状態になっている。

ただし、学位審査規程第25条第1項第1号該当者（博士課程に4年以上又は博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者）にあつては、公表済でない論文であってもよいものとする。この場合、公表することを確約した出版社、雑誌社又は学会等の「掲載承諾書」又は「出版契約書」を論文提出の際に添付するものとする。

なお、共著論文は、論文審査制度を備えた国際誌、全国的な学会が発行する雑誌又はこれに相当するものに掲載された欧文論文に限るものとする。

また、共著論文は、上述の雑誌等の編集部が査読を行い、受理及び公表の判断をしたものでなければならない。

② 学位記に付記する学位の専攻分野を「薬学」又は「薬科学」とする場合の論文は、テシス形式とし、その他の要件及び注意事項は次のとおりとする。

ア 論文の基礎となる学術論文は、論文に係する原著論文とし、日本語又は英語で記述されたものとする。

イ 論文は、論文審査制度を備えた学術雑誌に掲載済みの原著論文、又は受理された原著論文に基づいて作成されたものとする。なお、印刷公表された原著論文は、著者名（全員）、題名、掲載誌名、巻、頁及び掲載年号を論文目録に明記するものとする。また、出版社、雑誌社又は学会等に受理されているが公表前である原著論文については、受理されたことを証明する書類を添付しなければならない。

ウ 原著論文は、3編以上で、うち1編は英文で記述されたものとし、かつ、第一著者とする。なお、審査対象の原著論文が共著の場合は、他の著者（全員）の同意書を添付するものとする。

エ 提出した論文は、審査終了までの間は審査用として使用する。審査終了後に完成論文として1部を製本し、大学院担当へ再提出するものとする。

オ 以上の他、様式の注意事項等の詳細については、薬学系において定める。

③ 論文内容の要旨は、和文又は英文に限る。

21. 受理審査について（第28条関係）

- (1) 受理審査は、論文に、参考論文又は履歴書等書類一式を製本したものを学位申請者資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）で論文の提出資格等について審査した後、事前審査会に付議する。ただし、事前審査会における受理審査は、事前審査会開催日の前週の月曜日までに資格審査委員会で審査した論文を対象とする。
- (2) 資格審査委員会は学務委員会をもって充てる。
- (3) 受理審査は、事前審査会において、申請者の経歴、論文及び論文内容の要旨について主任指導教員等の説明を求めたうえで決定する。

22. 学位審査委員について（第29条関係）

- (1) 主任指導教員等は、受理審査を諮る事前審査会開催日の前週の月曜日までに、事前審査会で承認を得たい主査1人及び副査2人以上の氏名（教授会構成員以外の者を副査に加える場合はその者の履歴書等の書類を含む。）を大学院担当へ報告するものとする。受理の可否、審査委員の選出は一括して行う。
- (2) 教授会構成員以外の教員等1人を副査に加える場合は、博士の学位を有する者を原則とする。

23. 論文の審査、試験及び試問について（第30条関係）

(1) 公開審査会について

学位申請者は、教授会が主催する公開審査会において論文を発表しなければならない。

- ① 発表は、英語又は日本語で行う。
- ② 時間は、学位申請者1人について、質疑応答を含め1時間以内とする。
- ③ プロジェクター及び説明資料等の準備は、発表者の責任で行う。
- ④ 公開審査会の司会は、主査又は副査が行う。
- ⑤ 主査及び副査は公開審査会の日時等を決定し、大学院担当へ通知するものとする。大学院担当は当該日時等を学位申請者へ連絡するとともに、教授会構成員に対しては医歯薬ホームページで案内する。

(2) 論文審査、試験及び試問について

審査委員は、受理後6週間以内に論文の審査、試験及び試問を行うものとし、その結果の要旨を所定の様式により研究科長〔大学院担当〕へ報告するものとする。なお、提出する結果の要旨は和文又は英文に限る。

ただし、審査委員が海外に在住している等特段の事情がある場合は、所定の様式に押印又は署名された画像及びその画像に関する審査委員からの受信メールの写しを提出することで、原本に代えることができる。併せて、審査委員は、希望する学位授与の可否を付議する教授会の期日を決め、当該教授会が開催される1週間前までに上述の報告（所定の様式提出）とともに大学院担当へ連絡（都合により議題から取り下げる場合は、速やかに連絡願う。）するものとする。

〔所定の様式及び提出部数等〕

論文審査の結果の要旨（様式第5号）：1部（他に電子データを提出すること。）

試験及び試問の結果の要旨（様式第11号）：1部（他に電子データを提出すること。）

24. 学位授与の可否について（第31条関係）

- (1) 教授会における審査委員（主査）の論文審査の結果の要旨及び試験及び試問の結果の要旨は、報告資料として事前に配付し、これを学位申請者個々の説明に替える報告として取扱う。
- (2) 学位授与の可否の投票は、学務委員長による事前審査会での事前審査の結果報告を経て行うものとする。（教授会構成員の2／3以上の出席で、出席者の2／3以上の賛成で可決（長崎大学学位規則第12条第2項））
なお、質疑等が生じた場合には、当該学位申請者の主査又は副査に説明を求めたうえで投票を行うものとする。
- (3) 教授会に主査が出席できない場合は、次回以降の教授会に付議するものとする。

附 則

この申し合わせは、令和5年4月26日から施行する。

○長崎大学長期履修規程

平成18年9月22日

規程第47号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第39条及び長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号。以下「大学院学則」という。）第16条の規定に基づき、長崎大学における長期履修（学則第4条に規定する修業年限（以下「修業年限」という。）又は大学院学則第5条に規定する標準修業年限（以下「標準修業年限」という。）を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修することをいう。以下同じ。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 長期履修を申し出ることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で修業年限又は標準修業年限内での修学が困難な事情にあるものとする。ただし、原則として、在学期間を通算した年数が修業年限又は標準修業年限における最終年次となる者を除く。

- (1) 職業を有し、就業している者
- (2) 家事、育児、介護等に従事している者
- (3) 障害のある者
- (4) その他相当の事由があると認められる者

(長期履修の期間)

第3条 長期履修の期間は、修業年限又は標準修業年限の2倍を超えない範囲内において、学期を単位として認める。

(在学期間)

第4条 長期履修を認められた者の在学期間は、学則第6条又は大学院学則第6条の定めるところによる。

(休学期間)

第5条 長期履修を認められた者の休学期間は、学則第22条又は大学院学則第34条の定めるところによる。

(手続)

第6条 長期履修を希望する者は、長期履修を希望する始期の前学期の各学部、各研究科又は学環（以下「各学部等」という。）が定める期日までに、別紙申請書により各学部等の長を経て、学長に申し出るものとする。ただし、各学部等に入学する者にあつては、入学

前の各学部等が定める期日までに申し出るものとする。

- 2 学長は、前項の申出があったときは、各学部等の教授会の議を経て、長期履修を許可するものとする。

(履修形態の変更)

第7条 前条の規定により長期履修を認められた者は、認められた長期履修の期間の変更を申し出ることができない。ただし、認められた長期履修の期間の短縮（長期履修の取りやめを含む。次項において同じ。）については、1度に限り申し出ることができる。

- 2 認められた長期履修の期間の短縮に係る手続については、前条の規定を準用する。
- 3 長期履修の取りやめを認められた者は、再度、長期履修の申出を行うことはできない。

(授業料)

第8条 長期履修を認められた者に係る授業料の取扱いについては、長崎大学授業料、入学料、検定料及び寄宿料徴収規程（平成16年規程第92号）の定めるところによる。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、各学部等において定める。

附 則（令和5年2月28日規程第2号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(別紙) 略

長崎大学大学院医歯薬学総合研究科における長期履修に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、長崎大学長期履修規程（平成18年規程第47号。以下「規程」という。）第9条の規定に基づき、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科における長期履修の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 長期履修を希望する者（以下「申請者」という。）は、規程に定める申請書に次の各号のいずれかの書類を添付し、学長に申請するものとする。

- (1) 規程第2条第1号該当者 在職を証明するもの
- (2) 規程第2条第2号から第4号までの一に該当する者 長期履修が必要であることを証明するもの

(申請期限)

第3条 前条の申請書の提出期限は、長期履修の開始を希望する学期に応じて、次の各号に掲げる期日とする。

- (1) 前期 1月末日
- (2) 後期 7月末日

(認定の通知)

第4条 長期履修の認定の可否については、長期履修の開始を希望する学期が始まる前までに決定し、文書により申請者に通知する。

(履修形態の変更)

第5条 認められた長期履修の期間の短縮（長期履修の取りやめを含む。）に係る手続については、第2条から前条までの規定を準用する。

(履修指導)

第6条 長期履修を認められた者に対する履修指導は、申請者及び指導教員等と相談のうえ、医歯薬学総合研究科学務委員会が行うものとする。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。

医歯薬学総合研究科に所属する学生の「留学」条件（申し合せ）

平成21年2月4日
医歯薬学総合研究科教授会

1. 研究科における学生の「留学」は、単位互換あるいは研究指導の委託に該当する場合に限る。
2. 学生の主任指導者（教授）と留学先の大学院、研究機関等（受け入れ責任者）との間で、研究内容、指導体制等に関する協議を行い、その概要を学務委員会に報告する。
 - (1) 留学先が学術交流協定（覚書）を結んでいる大学・研究機関の場合
留学期間、学習内容、指導体制等に関する協議書（往復文書）を提出する。
 - (2) 留学先が上記以外の場合
留学期間、学生の身分、学習内容（授業科目名、研究指導内容等）、指導体制、授業料等に関する受け入れ責任者（研究科長等）との協議書（往復文書）を提出する。
3. 上記提出された資料をもとに、学務委員会で審議、検討した後、留学の可否を運営代表者会議に諮る。
4. その他
 - (1) 留学願の提出
 - (2) 海外旅行傷害保険等への加入
 - (3) 危機管理対応マニュアルの配布
 - (4) 誓約書の提出

諸 手 続 等 一 覧

事 項	申込・提出期限等
成績証明書	証明書発行願により以下の期日までに申し込むこと。 (和文) 発行希望日の3日前まで (英文) 発行希望日の7日前まで ※通学証明書…路線バス等の公共交通機関の通学定期乗車券を購入する際に提出する必要があるもの。 ※修了証明書…修了後は「証明書発行サービス」にて申請すること。
通学証明書	
その他の証明書	
在学証明書	証明書自動発行機により発行する。
修了見込証明書	
学生旅客運賃割引証 (学割証)	
休学願	引き続き2ヶ月以上修学を中止しようとするときは、開始日の1ヶ月前までに手続きを行うこと。病気の場合は診断書を添付すること。主任指導教員 (指導教授) の承認を得ること。
復学願	休学期間満了又は休学期間中にその理由がなくなったときは、復学日の1ヶ月前までに手続きを行うこと。
退学願	退学日の1ヶ月前までに手続きを行うこと。主任指導教員 (指導教授) の承認を得ること。
留学願	開始日の2ヶ月前までに手続きを行うこと (協定校の場合)。
特別聴講学生	
特別研究学生	
履修計画変更届	理由が発生したとき。主任指導教員 (指導教授) の承認を得ること。
指導教員変更届	理由が発生したとき。
住所変更届	理由が発生したとき。
保証人変更届	理由が発生したとき。
改姓届	理由が発生したとき。
教育方法の特例による教育希望届	社会人入試により入学した有職学生が在学中に離職した場合において、教育方法の特例を適用しないことを希望するとき。 一般入試により入学した学生が在学中に就職等した場合において、教育方法の特例の適用を希望するとき。
海外渡航・帰国の届け出	海外渡航 (一時帰国) 時は渡航日の4週間前まで、帰国 (再入国) 後は速やかに、「海外渡航システムにて」届け出を行うこと。
一時帰国・再入国届け出	
学生証再交付願	写真 (3×4 cm) を持参すること。※紛失の場合、有料。
授業料免除申請	学生支援部学生支援課 (経済支援) で受け付ける。
日本学生支援機構奨学金	
各種奨学金	掲示等により案内

<各課程の窓口>

博士課程・博士後期課程・修士課程 (災害・被ばく医療科学共同専攻): 学務課 (大学院担当)

修士課程 (保健学専攻): 学務課 (保健学科事務室)

博士前期課程 (生命薬科学専攻): 薬学系事務室 (学務担当)

【博士課程・博士後期課程】

- 医歯薬学総合研究科博士課程における入学前の既修得単位の認定等に関する申し合わせ
- 医歯薬学総合研究科における研究指導計画書に関する申し合わせ
- 研究指導の委託に関する申し合わせ
- 学生の成績評価に関する異議申し立て及び教員の成績追加・変更に関する取扱要領
- 医歯薬学総合研究科博士課程・博士後期課程に所属する学生が海外渡航する際の申し合わせ

医歯薬学総合研究科博士課程における
入学前の既修得単位の認定等に関する申し合わせ

令和2年10月28日
運営会議決定

長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程第15条第2項に規定する入学前の既修得単位の認定及び第15条第3項に規定する入学前の既修得単位数等を勘案した在学期間の短縮について、次のとおり申し合わせる。

(申請)

1. 本学に入学する前に他の研究科及び大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）（以下「既修得単位」という。）を有し、その単位を、本研究科における授業科目の履修により修得した単位として認定を希望する学生及び当該単位数の認定に伴う在学期間の短縮を希望する学生（以下「申請者」という。）は、指導教員と相談のうえ、1年次の所定の期日までに、次の書類を研究科長に提出しなければならない。
 - (1) 既修得単位認定等申請書（別紙様式1）
 - (2) 成績証明書又は学修の成果を証明する書類
 - (3) 授業科目の内容を記載した書類（カリキュラム、シラバス等）

(授業科目の位置づけ)

2. 単位認定に係る授業科目の位置づけについて、次のとおり定める。
 - (1) 必修科目は教育課程において特色ある重要な位置付けであることから、単位認定を行わない。
 - (2) 選択必修科目及び選択科目は、当該科目群の範囲内とみなせる程度の同等性がある場合には、単位認定することができる。

(在学期間の短縮)

3. 既修得単位数を勘案した在学期間の短縮について、申請者が所属する専攻等の最低修得単位数合計の3分の1以上が単位認定される場合、1年間在学したものとみなすことができる。

(審査)

4. 単位認定に係る審査について、次のとおり定める。
 - (1) 既修得単位認定の申請のあった授業科目の科目責任者は、当該学生から提出された書類を基に審査を行い、所定の期日までに「既修得単位認定等審査報告書」(別紙様式2)を研究科長に提出しなければならない。
 - (2) 学務委員会から任命された学務委員は、当該学生から提出された書類及び科目責任者

から提出された「既修得単位認定等審査報告書」を基に、当該学生の教育課程などから総合的に判断し、単位認定の可否及び在学期間短縮の可否について、学務委員会へ報告する。

- (3) 学務委員からの報告を基に、学務委員会で単位認定の可否及び在学期間短縮の可否を審議する。

(単位認定及び在学期間短縮の認定)

5. 既修得単位の認定及び在学期間短縮の認定は、教授会の議を経て、決定する。

(成績評価)

6. 認定された授業科目の成績評価は、「認」とする。

(学年)

7. 1年間の在学期間が短縮された場合の学年は、2年次とする。

(認定可否の通知)

8. 研究科長は、既修得単位認定の可否及び在学期間短縮の可否を文書（別紙様式3）により申請者へ通知する。

附 則

この申合せは、令和2年10月28日から施行する。

医歯薬学総合研究科における研究指導計画書に関する申合せ

令和3年11月24日

運営会議決定

(趣旨)

第1条 長崎大学大学院学則第14条の2第1項の規定に基づき、研究指導の方法及び内容並びに1年間の研究指導の計画を明示するために作成する研究指導計画書(以下「計画書」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(作成及び保存)

第2条 計画書は各年度に指導する学生それぞれについて作成し、指定された期日までに提出する。

第3条 指導教員(副指導教員を含む。)は、次の手順で計画書(別紙様式)を作成する。

- (1) 学生と十分に打合せ等を行い、研究計画及び研究指導計画を作成する。
- (2) 作成した計画書を学生に提示し、指導教員と学生の双方で確認のうえ、学生の下承が得られた場合は、学生に自筆で署名させる。
- (3) 指導教員氏名欄(副指導教員がいる場合は副指導教員も含む。)に自筆で署名し、学務担当に提出する。
- (4) 指導教員は必要に応じて研究指導計画の見直しを行い、実効性の高いものに改めるよう努める。

第4条 提出された計画書は学務課大学院担当で5年間保存する。

(補則)

第5条 この申合せに定めるもののほか、研究指導計画について必要な事項は、別に定めることができる。

- 2 修士課程保健学専攻及び博士前期課程生命薬科学専攻については、別に定める。

附 則

この申合せは、令和3年11月24日から施行する。

(別紙様式) 略

研究指導の委託に関する申し合わせ

平成19年 8月 1日
医歯薬学総合研究科教授会

(期間の限度)

第1 学外の教育・研究機関等への研究指導の委託（国内外の留学を含む。以下同じ。）期間は、在学期間の長短にかかわらず、医療科学専攻，新興感染症病態制御学系専攻，放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻については2年以内とし，生命薬科学専攻（博士後期課程）については1年半以内とする。ただし，社会人学生が本務先で行う研究は，研究指導の委託には該当しない。

(入学直後の委託)

第2 入学直後からの研究指導の委託を認めるものとする。

(委託の終了)

第3 研究指導の委託は，学位論文申請期間前までに終了しなければならない。

(申出)

第4 研究指導の委託を希望する場合は，委託先の教育・研究機関等と予め協議を行うので，関係書類を整え，委託開始の2ヶ月前までに申し出るものとする。

附 則

この申し合わせは，平成28年4月6日から施行し，平成28年4月1日から適用する。

附 則

この申し合わせは，令和元年9月4日から施行する。

学生の成績評価に関する異議申し立て及び教員の成績追加・変更に関する取扱要領

令和元年11月27日
運営会議決定

1. 成績評価に不服がある学生（以下「学生」という。）は、原則として当該科目の成績開示開始日から2週間以内に、所定の様式（別紙1）により研究科長に異議申し立てを行うことができる。
2. 研究科長は、前項の異議申し立てがあった場合は、当該授業担当教員に事実確認を行うものとする。
3. 当該授業担当教員は、原則として研究科長から事実確認の依頼があった日から1週間以内に、所定の様式（別紙2）により回答書を研究科長へ提出するものとする。
4. 研究科長は、前項の事実確認回答書の内容を踏まえ、内容に疑義が生じる場合は医歯薬学総合研究科学務委員会（以下「学務委員会」という。）にて審議し、当該異議申し立てに対する認定内容及び処置内容を決定のうえ、学生へ通知する。
なお、内容に疑義が生じない場合は、学生へ通知のうえ、学務委員会へ報告する。
5. 前各項のほか成績開示日以降に成績追加・変更を行う教員は、原則として当該科目の成績開示開始日から2週間以内に、所定の様式（別紙3）による成績追加・変更依頼書を研究科長へ提出するものとする。
6. 研究科長は、前項の依頼内容を踏まえて、成績追加・変更の可否を決定のうえ、追加・変更の場合は、学生へ通知する。

附 則

この規程は、令和元年11月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年 3月 8日から施行する。

別紙1～3 略

平成21年2月4日
医歯薬学総合研究科教授会決定

学生が海外渡航する際には、指導教員の許可を得た後、下記のいかなる事例においても、渡航する4週間前までに学務課に「海外渡航届」を提出し、帰国後は速やかに「帰国届」を提出することとする。

1. 2か月未満の渡航は、上記「海外渡航届」、「帰国届」の提出で可とする。
ただし、「留学」に関しては、別途「申し合せ」で規定する。
2. 学期中における2か月以上の私的な渡航の際のカリキュラムの取り扱いは、以下のとおりとする。
 - (1) 授業科目の履修を認めない。ただし、既に受講済みの授業科目（研究支援科目、課題研究、論文研究を除く）やオンラインで実施する受講可能な授業科目（研究支援科目、課題研究、論文研究を除く）の場合は、この限りではない。
 - (2) 中間発表会への参加を認めない。ただし、研究科がオンラインで実施する場合は、この限りではない。
 - (3) 学位審査を認めない。ただし、研究科が公開審査会をオンラインで実施する場合や研究科が指定した学位審査の手続きを行える場合は、この限りではない。
 - (4) ただし、学務委員会で特段の理由*により教育的な配慮が必要と判断した場合、上記(1)～(3)は適用されない。
*特段の理由とは、政府による入国制限などで学生の意に反して帰国できず登学できない場合など
3. 2か月以上の渡航のうち、カリキュラムとみなす場合の取り扱いは、以下のとおりとする。
 - (1) 留学（単位互換，研究指導の委託）
 - (2) 授業の一環（共同研究，学会出張，フィールド調査等）
 - ① 上記(1)において、博士課程在学期間中における海外渡航期間は、通算2年以内（博士後期課程にあつては通算1年半以内）とする。
「留学」の条件は、別途「申し合わせ」で規定する。

② 上記(2)において、博士課程在学期間中における海外渡航期間は、原則として通算2年以内(博士後期課程にあつては通算1年半以内)とし、指導教員から提出された関係資料(海外渡航(長期)申請書、研究計画書、共同研究・学会出張・フィールド調査の内容を証明しうるもの)をもとに、渡航の妥当性等に関して学務委員会で審議し、承認した場合は、その結果を運営代表者会議に報告する。

ただし、博士課程在学期間中における海外渡航期間が通算2年(博士後期課程にあつては通算1年半)を超える場合は、指導教員から提出された関係資料に加え、指導教員の教育指導計画をもとに、渡航の妥当性等に関して学務委員会で審議し、承認した場合は、その結果を運営代表者会議に報告する。

③ 指導教員は、学生の海外渡航期間が通算2年(博士後期課程にあつては通算1年半)を超える期間の教育指導内容について、通算2年(博士後期課程にあつては通算1年半)を超える海外渡航期間が6か月未満の場合は帰国後に、6か月以上の場合は6月ごと及び帰国後に、海外渡航期間中における教育指導報告書(以下「報告書」という。)を学務課に提出するものとする。

④ 学務委員会は、報告書をもとに、その妥当性について審議する。

4. その他

- (1) 海外旅行傷害保険等への加入
- (2) 危機管理対応マニュアルの配布

附 則

この規程は、平成21年2月4日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月4日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月28日から施行する。

【修士課程 保健学専攻】

- 医歯薬学総合研究科保健学専攻における研究指導計画書に関する申合せ
- 医歯薬学総合研究科保健学専攻における成績の疑義申立てに関する申合せ

医歯薬学総合研究科保健学専攻における研究指導計画書に関する申合せ

令和3年12月16日保健学系会議承認

(趣旨)

第1条 この申合せは、長崎大学大学院学則第14条の2第1項の規定に基づき、研究指導の方法及び内容並びに研究指導の計画を明示するために作成する研究指導計画書（以下「計画書」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(作成及び保存)

第2条 計画書（別紙様式）は、入学年度に指定された期日までに作成する。

第3条 主任指導教員（副指導教員を含む。）は、次の手順で計画書を作成する。

- (1) 学生と十分な打合せ等を行い、研究計画及び研究指導計画を構築する。
- (2) 作成した計画書を学生に明示し、指導教員と学生の双方で確認の上、学生の下承が得られた場合は、学生に自筆で署名させる。
- (3) 主任指導教員氏名欄（副指導教員がいる場合は副指導教員も含む。）に自筆で署名し、学務課（保健学科担当）に提出する。
- (4) 主任指導教員は、必要に応じて、研究指導計画の見直しを行い、実効性の高いものに改めるよう努める。

第4条 提出された計画書は、学務課（保健学科担当）で5年間保存する。

(補則)

第5条 この申合せに定めるもののほか、研究指導計画に関し必要な事項は別に定めることができる。

附 則

この申合せは、令和3年12月16日から施行する。

医歯薬学総合研究科保健学専攻における成績の疑義申立てに関する申合せ

令和3年12月16日保健学系会議承認

(趣旨)

第1条 この申合せは、長崎大学大学院成績評価ガイドライン第7の規定に基づき、成績の疑義申立てに関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 学生は、成績の疑義申立てがある場合は、原則として成績の公表日から起算して、1週間以内であれば成績の疑義申立てを申請できる。

(方法)

第3条 前条の成績の疑義申立ては、次の手順により取り扱う。

- (1) 学生は、所定の期限内に「成績の疑義申立て書」(別紙1)を学務課(保健学科担当)へ提出する。
- (2) 学務課(保健学科担当)は、学生から提出のあった「成績の疑義申立て書」を教務委員会大学院専門部会長に報告する。
- (3) 教務委員会大学院専門部会長は、大学院専門部会の教務委員と「成績の疑義申立て書」の内容を確認し、疑義申立てに該当するかどうかを判断の上、その結果を保健学科長に報告する。
- (4) 教務委員会大学院専門部会長は、疑義申立てに該当しないと判断した場合は、原則、学務課(保健学科担当)を通じて、当該学生に回答する。
- (5) 教務委員会大学院専門部会長は、疑義申立てに該当すると判断した場合は、学務課(保健学科担当)を通じて、「成績の疑義申立て書」を科目責任者に通知する。
- (6) 科目責任者は、疑義内容について、「成績の疑義申立て回答書」(別紙2)を作成し、学務課(保健学科担当)に提出する。
- (7) 学務課(保健学科担当)は、科目責任者から提出のあった「成績の疑義申立て回答書」を教務委員会大学院専門部会長に提出する。
- (8) 教務委員会大学院専門部会長は、大学院専門部会の教務委員と「成績の疑義申立て回答書」を確認し、大学院専門部会の教務委員を通じて、当該学生に回答するとともに、教務委員会大学院専門部会に報告する。なお、「成績の疑義申立て回答書」の内容に疑義が生じる場合は、教務委員会大学院専門部会において審議の上、大学院専門部会の教務委員を通じて、当該学生に回答する。

(事務)

第4条 成績の疑義申立てに関する事務は、学務課(保健学科担当)において処理する。

(補則)

第5条 この申合せに定めるもののほか、成績の疑義申立てに関し必要な事項は別に定めることができる。

附 則

この申合せは、令和3年12月16日から施行する。

共同利用施設

- 医歯薬学総合研究科共同利用研究センター
 - ・生体高分子解析支援部門
 - ・細胞機能解析支援部門

- 医学部・生物災害防止共同実験施設

- 医学部・中央電子顕微鏡室

- 医学部情報処理室（医学部・情報処理共同実験室）

- 放射線総合センター

- バイオメディカルモデル動物研究センター

- 先端ゲノム研究センター

- 研究開発推進機構・設備共同利用部門薬学部本部

- 附属図書館医学分館

医歯薬学総合研究科共同利用研究センター（生体高分子解析支援部門）

1. 施設名称

医歯薬学総合研究科共同利用研究センター（生体高分子解析支援部門）

2. 管理責任者

池田 裕明（医歯薬学総合研究科長）

増本 博司（共同利用研究センター講師）

3. 研究対象

分析化学的手法を必要とするバイオメディカルリサーチ

4. 主な設備

◎分離用超遠心機

（バックマン・コールター社 多機能超遠心機 Optima L-100XP）

◎一酸化窒素微量測定システム

（エイコム 酸化窒素分析システム ENO-10）

（エイコム 微量生体試料分析システム）

◎1 μl 分光光度計 NanoDorop

（エル・エム・エス社 ND-1000）

◎吸光プレートリーダー

（TECAN 社<和光純薬工業> サンライズ^{レインボー} RC）

（Molecular devices 社<Exbio 社> Thermomax）

◎蛍光イメージアナライザー

（GE ヘルスケア・ジャパン株式会社 Typhoon FLA9000）

◎原子間力顕微鏡

（日立ハイテクサイエンス株式会社 SPI3800N/SPA400）

◎＝基礎研究棟 4 階組織化学実験室

申込受付担当者：中村 真由美〔内線：(医) 7094〕

場所：医学部基礎研究棟 4 階共同利用研究センタースタッフルーム

5. 利用費用

使用者は、年度毎に別表に示す使用機器登録料（機器ごとに 2,000 円）を講座経由（自己収入<交付金対象>または寄付金）で負担して下さい。

6. その他の注意事項

- 1) 主要機器の利用方法については、それぞれ「使用基準」が定められておりますので、それに従って使用して下さい。
- 2) 機器の使用に際しては、機器取扱責任者の指示に従って下さい。
特に、初めて使用される場合は前もって取扱責任者に相談して下さい。（各機器の取扱責任者は別表のとおりです。

機器取扱責任者（2026年4月1日現在）

使用機器名	取 扱 責 任 者	内線番号
分離用超遠心機	増本博司（共同利用研究センター）	（病）7089
1 μ l 分光光度計 Nano Drop	増本博司（共同利用研究センター）	（医）7089
吸光プレートリーダー	増本博司（共同利用研究センター）	（医）7089
蛍光イメージアナライザー	増本博司（共同利用研究センター）	（医）7089
原子間力顕微鏡	増本博司（共同利用研究センター）	（医）7089

医歯薬学総合研究科共同利用研究センター（細胞機能解析支援部門）

1. 施設名称

医歯薬学総合研究科共同利用研究センター（細胞機能解析支援部門）

2. 実験責任者

池田 裕明（医歯薬学総合研究科長）

山本 一男（共同利用研究センター 准教授）

3. 研究対象

細胞の機能や形態に関連する研究

4. 主な設備

人体組織標本作製室（医学部基礎研究棟 4 階）

クリオスタット，ロータリーマイクローム，パラフィン包埋ブロック作製装置

組織化学室（医学部基礎研究棟 4 階）

スライドスキャナー

細胞解析室（医学部基礎研究棟 4 階）

細胞解析装置 (BD LSR Fortessa X-20, CytoFLEX S, FACS Canto II)，細胞観察装置 (IncuCyte ZOOM)，スタンダードマニュアル倒立顕微鏡，正立型ルーチン顕微鏡，乾熱滅菌器

センター共同実験室（医学部基礎研究棟 4 階）

画像解析装置，細胞外フラックスアナライザー，生体分子定量システム，多本架冷却遠心機，組織分散・破碎装置，純水製造装置

5. 利用手続

当センターホームページ（<http://www.med.nagasaki-u.ac.jp/brsc/index.html>）より所定の利用申込書をダウンロードして必要事項を記入後，当センター受付（基礎研究棟 4 階人体組織室標本作製室内）まで提出し，登録を終えてから利用可とする。

一部の機器については Gmail アカウントを登録し，予約専用の Google カレンダー上で予約を行ってから使用する。また，機器によっては利用前講習を受ける必要がある。

その他，細則についてはホームページに掲載の各機器類の利用規約に従う。

6. 利用時間

原則として平日午前 9 時より午後 4 時までとする。時間外の利用については各部屋・各機器類の利用規約に従うこととする。

7. 利用費用

利用登録料，機器使用料，消耗品費等は利用規約に従い利用者が負担するものとする。

8. その他の注意事項

a) 使用後の各機器及び室内は使用前の状態に戻し，時間外に退室の際は必ず施錠する。

b) 他の実験者に迷惑を及ぼさないように留意する。

医学部・生物災害防止共同実験施設

1. 施設名称

生物災害防止共同実験施設 (Bio-Safety Laboratory)

2. 管理責任者

中垣 岳大 (感染分子解析学 教授)

3. 研究対象

規則に定める病原体等又は、組換えDNAを用いる実験等で、原則として、P2及び、P3レベルの物理的封じ込めを必要とする実験を対象とする。

4. 主な設備

【37度恒温室 (バイオ)】 (P2 レベル)

卓上遠心機

【分子生物実験室 (バイオ)】 (P2 レベル)

安全キャビネット・微量高速冷却遠心機・超低温庫・電子天秤・超音波ホモジナイザー
微量高速遠心機・凍結乾燥機・真空ポンプ・遠心式濃縮機・ODメーター・顕微鏡
・冷蔵庫・電子レンジ・恒温装置

【組織培養室】 (P2 レベル)

冷蔵庫・顕微鏡・クライオスタッド

【組織標本室】 (P1 レベル)

ドラフトチャンバー

【P3実験室】 (P3 レベル)

CO₂ インキュベーター・安全キャビネット・超遠心機・卓上遠心機・顕微鏡・オートクレーブ・
微量高速遠心機・恒温機・振盪機・恒温装置・攪拌機・冷蔵庫

【P2⁺実験室】 (P2⁺ レベル)

安全キャビネット・卓上遠心機・CO₂ インキュベーター・倒立顕微鏡・オートクレーブ・
冷蔵庫・冷凍庫・速冷却遠心機

【培地室】 (P1 レベル)

クリーンベンチ・真空ポンプ

【洗淨室 (バイオ)】 (P2 レベル)

オートクレーブ・乾熱滅菌機・定温乾燥機・純水製造装置システム

【生物材料保存室 1 (バイオ)】 (P2 レベル)

超低温庫

【生物材料保存室 2 (バイオ)】 (P2 レベル)

超低温庫・液体窒素ボンベ・液体窒素容器

【病原微生物実験室 1 (バイオ)】 (P2 レベル)

冷却遠心機・安全キャビネット・倒立顕微鏡・CO₂ インキュベーター・真空ポンプ
冷蔵庫・冷凍庫・インセルアナライザー

【病原微生物実験室 2 (バイオ)】 (P2 レベル)

安全キャビネット・CO₂ インキュベーター・倒立顕微鏡・冷蔵庫・卓上小型遠心機

5. 申込手続

使用責任者及び実験者は、施設使用登録申請書（別紙様式1）を管理責任者に提出し、登録手続を行うこと。

その際、鍵カードを発行するにあたり、保証金として¥2,000 預かり、退会時、鍵カードの返却と同時に、預かり金を返金する。

鍵カードを紛失した場合は、保証金の返金を行わない。

更に、施設使用に際しては、使用責任者が、管理責任者に施設使用許可申請書（別紙様式2）を再度提出し、その許可を受けなければならない。

申込受付担当者：（内線 7085）大岡 愛

位 置：医学部基礎棟 8階 感染分子解析学教室受付内

6. 利用費用

主に次に上げる3つがある。

- （1） 生物災害防止共同実験施設の運営協議会の加入教室（全使用教室は加入のこと）は、使用の有無にかかわらず、年間3万円の利用費用を拠出する。
- （2） 使用教室は、上記3万円に加えて、使用頻度によって、運営費を負担する。
- （3） 各教室は、使った消耗品及び、試薬等を実費負担する。

7. その他の注意事項

- （1） 生物災害防止共同実験施設の運営協議会メンバーに入会しなければ、使用を認められない。
- （2） 使用者は、使用内規・使用基準・協議会協議事項を遵守する。
- （3） 登録及び、使用許可の期間は、3年とする。
- （4） 使用者は、消耗品の使用数を必ず、ノートに記入する。
- （5） 組変えDNAの実験の場合は、組変えDNA実験計画書を安全委員会に提出し、承認を得なければならない。

① 消耗品使用料（2026年4月現在）

消耗品名	単価（円）
マ ス ク（1箱50枚入り）	2,489
プ ラ ス チ ッ ク手袋（1箱50枚入り）	956
サンプリングチューブ（1袋500本入り）	1,080
ブ ル ー チ ッ プ（1袋1,000本入り）	2,352
イエローチップ（1袋1,000本入り）	1,575
遠 心 管（50ml）（1袋25本入り）	1,950
〃（15ml）（1袋25本入り）	1,080
ガウン（1枚）	495
鍵 カード	2,000
消毒用エタノール（50%）	183/1L
純 水	180/1L

注）1年間を通して、各教室別に、一括請求を行う。

② 生物災害防止共同実験施設・室長（責任者）

実験室	部屋番号	所属	室長	内線番号
分子生物実験室（バイオ）	801	保健学科	佐藤克也	7991
組織培養室	806	保健学科	佐藤克也	7991
P3実験室	816・1	感染分子	金子美穂	7059
P2+実験室	816・2	感染分子	中垣岳大	7059
生物材料保存室1（バイオ）	823	感染分子	中垣岳大	7059
生物材料保存室2（バイオ）	824	保健学科	佐藤克也	7991
病原微生物実験室1（バイオ）	826	比較動物医学	大沢一貴	8597
病原微生物実験室2（バイオ）	827	保健学科	佐藤克也	7991
組織標本室	825	保健学科	佐藤克也	7991
倉庫	857	感染分子	中垣岳大	7059

医学部・中央電子顕微鏡室

1. 施設名称

中央電子顕微鏡室

2. 管理責任者

赤澤 祐子（組織細胞生物学 教授）

3. 研究対象

医学生物学領域の電子顕微鏡による超微形態学的研究

4. 主な設備

実験室関係：電顕室，試料作製室，超マイクローム室，暗室，走査試料作製室
実験装置関係：透過電子顕微鏡，走査電子顕微鏡，真空蒸着装置，凍結真空乾燥装置，
ウルトラマイクローム，イオンスパッター装置

5. 申込手続等

場所，受付担当者：医学部基礎棟4階 末松 貴史（内線7087）

6. 利用費用

- 利用講座（使用者）は使用料分担金（10万円／年間）を各講座で負担する。
- 電顕試料作製に係る消耗品等は別途請求。

7. 使用予定教室（2026年4月～2027年3月）

2026年度使用予定教室
第二内科
眼 科
形成外科
第二外科
皮膚科
内臓機能生理学

8. 注意事項

- 本施設を利用するためには，所属する講座が使用登録をしていなければならない。
- 中央電子顕微鏡室の設備や装置を使用する場合，定められた使用細則を守らなければならない。

医学部情報処理室（医学部・情報処理共同実験室）

1. 施設名称

医学部情報処理室（基礎棟4階）

2. 管理責任者

泉川 公一（医学部情報基盤委員会 委員長）

補助管理者

小松 利光（共同利用研究センター 技術職員）

3. 研究対象

学会用ポスター印刷，教室講義配付資料印刷

4. 主な設備

端末用パーソナルコンピュータ

製本機能付きカラー複合機

ポスター印刷大判プリンタ

5. 申込手続・問い合わせ先

医学部情報処理室利用登録申請：生命医科学域・研究所事務部 総務課企画担当

（内線：坂本地区 2051）

6. 利用費用

医学科ホームページ記載の医学部情報処理室共用大判プリンタ及び複合機利用内規別表に定める料金を支払うこと。（<https://www.med.nagasaki-u.ac.jp/med/forstaff/jimu/data/naiki/8-05.pdf>）

7. その他の注意事項

利用にはあらかじめ登録手続が必要なため，医学科ホームページ：基礎研究棟・情報処理室（プリントセンター）利用案内を参照のこと。

（https://www.med.nagasaki-u.ac.jp/med/forstaff/kiban/05_07_print.html）

放射線総合センター

1. 施設名称

放射線総合センター

2. 研究対象

放射性同位元素および放射線照射装置の使用を伴う研究，放射線生物・防護に関する研究

3. 主な設備

使用承認放射性同位元素

非密封 H-3, C-14, F-18, Na-22, P-32, P-33, S-35, Cr-51, Ca-45, Co-57, Co-60, Cu-64, Ga-67, Ga-68, Ge-68, Se-75, Sr-85, Y-88, Mo-99/Tc-99m, Tc-99m, Cd-109, In-111, Sn-113, I-123, I-125, I-131, Cs-137, Ce-139, Eu-152, Tl-201, Hg-203

密封 Ge-68, Cs-137

放射線照射装置

放射線測定装置

HPGe 半導体検出器，光子スペクトロメータ (NaI 検出器、CeBr₃ 検出器)，X線スペクトロメータ (CdTe 検出器)，液体シンチレーションカウンタ，オートウエル γ カウンタ，マイクログプレート β カウンタ，キュリーメータ，ガラス線量計リーダ，電離箱式サーベイメータ，GM サーベイメータ，ラビットシンチレーションサーベイメータ，NaI シンチレーションサーベイメータ，比例計数管式汚染モニタ，トリチウムサーベイメータ，ホールボディカウンタ (NaI 検出器，Ge 検出器)，その他各種携帯型放射線測定器

分子イメージング

小動物用 PET/SPECT/CT，ラジオルミノグラフィ

実験室

測定室，分子生物実験室，生化学実験室，高レベル実験室，培養室，暗室，動物実験室，動物飼育室，P 2 実験室，P 3 実験室，感染症分子イメージングセンター (P 3 飼育室，撮像室)，学生実習室，遠心機室

放射線防護・安全管理

放射線モニタリングシステム，入退室管理システム，放射性有機廃液焼却装置，放射性動物乾燥装置

4. 申込手続

「放射線総合センター放射線障害予防規程」に定められた所定の教育訓練を受講し，健康診断を受診した後に，長崎大学放射線業務従事者として登録し，利用者申請書および研究課題届を放射線総合センターに提出する。(連絡先：内線 7150)

バイオメディカルモデル動物研究センター

1. 施設名称

医歯薬学総合研究科・バイオメディカルモデル動物研究センター（4階建，6,812m²）
Nagasaki University Graduate School of Biomedical Sciences,
Research Center for Biomedical Models and Animal Welfare

2. 管理責任者

小林 篤史

（バイオメディカルモデル動物研究センター長／バイオメディカルモデル動物学分野教授）

3. 研究対象

実験動物を用いた生命医科学研究

4. 主な設備

動物飼育室：SPF動物，感染動物，遺伝子組換え動物，ブタ・ウサギ等の動物の飼育室

動物実験室：手術室，共同実験室，感染実験区域（ABSL3，ABSL2），エックス線撮影室

実験装置：発光・蛍光 *in vivo* イメージング装置（ABSL2），実験動物用マイクロCT，自動血球計数装置，小動物用イソフルラン麻酔器，安全キャビネット（ABSL3，ABSL2），クリーンベンチ，カプセル型飼育装置（ABSL3，ABSL2）

液体窒素充填装置：希望研究室毎に利用申込

5. 利用申込手続

バイオメディカルモデル動物研究センター（以下，動物研究センター）を利用するためには，まず，①長崎大学動物実験委員会が開催する教育訓練を受講し，②自身が動物実験実施者として記載されている動物実験計画書の承認を得て，③動物研究センターが行う利用者ガイダンスを受講する必要がある。詳しくは動物研究センターHP（<https://animal.mdp.nagasaki-u.ac.jp/www/index.html>）を参照。利用開始後に，動物の導入，譲受・譲渡，生殖工学サービスなどを申し込む場合は，動物研究センター利用システム（<https://animal.mdp.nagasaki-u.ac.jp/>）からオンラインで申請する。液体窒素，発光・蛍光 *in vivo* イメージング装置，マイクロCTの利用を申し込む場合は，動物研究センターHPから様式をダウンロードして提出する。

6. 利用費用

動物研究センターの利用にかかる経費は動物実験責任者が負担する。支払いのためには，使用する財源を動物研究センター利用システムから登録する必要がある。

7. その他の注意事項

- 1) 学内で哺乳類・鳥類・は虫類等の動物を用いた実験を実施するには，「長崎大学動物実験規則」に則り「動物実験計画書」を提出し，動物実験委員会による審査を経て学長の承認を受ける（動物実験計画書に関する問合せ先：生命医科学域・研究所事務部総務課研究支援担当）。
- 2) 新規利用者などが動物研究センターでの飼育・実験スペースの有無を確認したい場合は，事前に飼育室新規利用申込書を動物研究センターに提出する。

- 3) 動物研究センターにおける利用希望区域に応じて、複数のガイダンスの受講が必要となる。
- 4) 利用者ガイダンス受講後に、学生証あるいは職員証を入館カードとして登録する。以後は、そのカードを入口のカードリーダーにかざすことにより各区域に入室できる。
- 5) 「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（文部科学省）及び「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」（日本学術会議）に則り、病原体使用実験、遺伝子組換え実験、放射線使用実験、発がん物質等危険物質使用実験、毒物・劇物・向精神薬等使用実験などは、「安全管理に特に注意を払う実験」に該当する。
 - ① 感染実験区域（ABSL3, ABSL2）を利用する場合、「長崎大学生物災害等防止安全管理規則」に則り、一般教育訓練ないし特別教育訓練を受講する。
 - ② 遺伝子組換え生物等を使用する場合（遺伝子組換え生物等の作製、飼育、接種、保管など）、「長崎大学組換え DNA 実験安全管理規則」に則り、「組換え DNA 実験承認申請書」を提出し、学長の承認を受ける。
 - ③ 研究用エックス線撮影装置を使用する場合、放射線総合センターが開催する初心者講習会等を受講後、「エックス線装置取扱者登録申請書」を生命医科学域・研究所事務部総務課研究支援担当に提出し、「エックス線装置使用申込書」を動物研究センターに提出する。
 - ④ 発がん物質等危険物質を用いた動物実験を行う場合、「発がん物質等危険物質を用いた動物実験に関するガイドライン」に則り、「動物実験計画書」に「発がん物質等危険物質投与実験申請書」を添付して申請し、学長の承認を受ける。
 - ⑤ 毒物・劇物・向精神薬・麻薬等を動物に使用する場合、「動物実験計画書」で投与量・経路を説明することに加え、研究室毎に施錠できる保管庫に保管の上、各化学物質の台帳管理を行う。劇物や向精神薬の保管のために、動物研究センターの利用者用試薬保管庫を利用したい場合には、試薬保管庫利用申込書を提出する（その場合も、受払簿や鍵の管理は使用者が責任を持って行う）。

先端ゲノム研究センター

1. 施設名称

先端ゲノム研究センター

2. 研究対象

初期胚，神経幹細胞・神経細胞におけるエピジェネティクスとゲノムインプリンティング解析，
遺伝子改変マウスの作製

3. 主な設備

48本キャピラリー型DNA シークエンサー (ABI 3730)，16本キャピラリー型DNA シークエンサー (ABI 3130)，4本キャピラリー型DNA シークエンサー (ABI 3130x1)，リアルタイムDNA増幅装置 (ABI QuantStudio 12k, ライトサイクラー480II)，DNA自動抽出器 (kurabo PI-80X)，共焦点レーザー顕微鏡 (LSM510META)，蛍光実体顕微鏡 (Leica MZ16F)，蛍光ウェスタンブロットティング撮影システム (ChemiDoc Touch MP)，蛍光顕微鏡 (オリンパス正立顕微鏡，オールインワン顕微鏡) 生物化学発光測定装置 (IS-8800-5TT)，自動細胞分離装置 (FACS verse)，自動細胞解析分離分取装置 (セルソーター:BD FACS AriaII)，蛍光・化学発光プレートリーダー (BMG・FLUOstar, Pheraster FS-36, Gemini XPS マイクロプレートリーダー)，生体分子間相互作用定量装置 (AFFINIXQ)，凍結マイクロトーム (ライカ・CM1900)，遺伝子導入装置 (GenePulserXcell, NucleofectorDrive, invivo & invitro 遺伝子導入装置，CUY21EDIT II) マイクロインジェクションシステム (Nikon 蛍光顕微鏡, Eppendorf マイクロマニピレータ)，分光光度計 (Nanodrop) 次世代シークエンサー (MiSeq)，質量分析器 (Autoflex)，デジタルPCR (バイオラッド QX200)，バイオアナライザー、テープステーション、次世代シークエンサー (MiSeq)，インセルアナライザー2000，ピアコア T200, 液体クロマトグラフィシステム (AKTA Pure150)，高分解能 X 線 CT スキャン (SkyScan1272)，レーザーマイクロダイセクション顕微鏡 (LMD7)

4. 申込手続

受付担当者

木住野達也 (ゲノム機能解析分野准教授)，平野しおり (技能補佐員)，三岳麻衣子 (技能補佐員)

○本施設の利用に係る責任者は，利用登録申請書を施設長に提出し，その承認を受けなければならない。

○本施設を利用するには，年度始めに登録手続を行い，入退館磁気カードを取得する必要がある。

○組換え DNA 実験を行う場合は，予め「長崎大学組換え DNA 実験安全委員会」による審査および許可を受ける必要がある。

○本施設の設備及び機器の利用に係る経費は，別に定めるところにより利用者の負担とする。

研究開発推進機構・設備共同利用部門 薬学部本部

1. 施設名称

研究開発推進機構設備共同利用部門薬学部本部

2. 管理責任者

真木 俊英

3. 研究対象

無機，有機及び生物化学の自然科学全般，さらに生命科学の基礎科学から応用科学まで。

4. 主な設備

- 1) 二重収束型質量分析装置：JEOEL JMS-700N
- 2) 核磁気共鳴装置：Varian NMR System 500PS, Gemini 300, JEOL ECZ400R
- 3) マトリックス支援レーザー脱離イオン化スパイラル TOF 質量分析計 JEOL JMS-S3000
- 4) 液体クロマトグラフ — トリプル四重極質量分析計 Shimadzu LCMS-8060NX
- 5) TLC-DART-MS 質量分析装置：JMS-T100TD
- 6) 安定同位体比質量分析装置：ThermoScientific DELTA V + FLASH 2000 + TC/EA
- 7) 電子スピン共鳴装置 Bruker EMX Plus
- 8) 共焦点ラマン顕微鏡 堀場製作所 XploRA-TNK
- 9) ウルトラマイクロ天秤 Mettler Toledo UMT2
- 10) 共焦点レーザー顕微鏡+蛍光イメージング Stellaris8 Flim(FALCON)

5. 設備共同利用部門の設置機器利用法

以下の二通りの方法がある。

- 1) 設備共同利用部門の職員に測定を依頼する方法
 - a) 二重収束型質量分析装置（津田信明技術専門職員）
 - b) 核磁気共鳴装置：Varian NMR System 500PS（地福寿史技術専門職員）
 - c) 安定同位体比質量分析装置（地福寿史技術専門職員）
- 2) 研究者自身が測定・利用する方法
 - a) 核磁気共鳴装置：Varian NMR System 500PS, Varian Gemini 300, JEOL ECZ400R
 - b) 電子スピン共鳴装置 EMX Plus
 - c) TLC-DART-MS 質量分析装置：JMS-T100TD
 - d) マトリックス支援レーザー脱離イオン化スパイラル TOF 質量分析計
 - e) 液体クロマトグラフ — トリプル四重極質量分析計
 - f) 安定同位体比質量分析装置
 - g) 共焦点ラマン顕微鏡
 - h) ウルトラマイクロ天秤
 - i) 共焦点レーザー顕微鏡+蛍光イメージング
 - j) 量子計算化学用 HPC (Gaussian16, GaussView06 文教サイトライセンス)

上記の機器の使用は LACS 上でのオンデマンド講習を受講し、資格の取得が必要。

LACS コミュニティ：設備共同利用部門_新規利用者 アクセスコード： instruments

(下記 QR コードをご利用下さい。)

6. 利用費用

使用者は大学連携研究設備ネットワークの予約システム等を利用して、機器を予約して利用する。そして、その学内料金規定に基づき、講座経由（運営費，科研費，共同研究費，受託研究費または委任経理金等）で負担する。

7. 注意事項

機器の使用に際しては、機器取り扱い責任者の指示に従って下さい。機器を使用した場合、必ず使用名簿に氏名，使用年月日，それに時間を記入して下さい。測定溶媒等は測定者自身で用意して下さい。装置の不具合が発生した場合は、必ず職員へ連絡してください。

8. 測定料金

大学連携研究設備ネットワークに明示している利用料金をそれぞれ適用する。

<http://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

9. 機器取扱責任者および主な担当

1) 津田信明（内線 2466）：

二重収束型質量分析装置，マトリックス支援レーザー脱離イオン化スパイラル TOF 質量分析計，共焦点ラマン顕微鏡

2) 地福寿史（内線 2467）：

核磁気共鳴装置，電子スピン共鳴装置、安定同位体比質量分析装置，液体窒素貯留設備

3) 岩田光（内線 2468）：

液体クロマトグラフ — トリプル四重極質量分析計 TLC・DART-MS 質量分析装置，

4) 下田香織（内線 2864）：

共焦点レーザー顕微鏡＋蛍光イメージング

10. その他

他にも数多くの研究資源があります。情報は随時更新し、Web システム上に掲載します。



長崎大学研究開発推進機構
設備共同利用部門



LACSコミュニティ
設備共同利用部門_新規利用者



長崎大学共用機器管理・予約・課金オンラインシステム

附属図書館医学分館

附属図書館ホームページ <https://www.lb.nagasaki-u.ac.jp/>



図書館HP

1 はじめに

附属図書館医学分館は坂本キャンパスの医学部基礎研究棟の前にあります。坂本キャンパスすべての学生、研究者、職員のための図書館です。医学・歯学・保健学等、生命科学とその関連分野の図書や雑誌を中心に所蔵しています。1階には話しながら学習できるラーニングcommonsやグループ学習室、パソコン室、コピー機などがあり、貸出、返却、図書館の利用について問合せができるカウンターがあります。2階には図書と、静かに学習するための閲覧席、貴重資料展示室があります。附属図書館ホームページから利用できるデータベースや電子資料とあわせて活用してください。

2 開館時間と休館日

開館時間：4月～2月 8：30～21：45（土・日・祝日 10：00～20：00※）

※試験期間中の土・日・祝日は延長する日があります。

3月 8：30～19：00（土・日・祝日 10：00～17：00）

休館日：夏季一斉休業、年末年始。そのほか、停電等で臨時に休館することがあります。

開館時間と休館日の詳細は附属図書館ホームページ内の開館スケジュールで確認できます。

3 入館

正面玄関から入り、学生証を入口のゲート（左側通行）にタッチして入館してください。学生証を忘れたときは、カウンタースタッフに申し出てください。

4 貸出

貸出冊数： 1人10冊以内、貸出期間：2週間以内

学生証が必要です。カウンター、またはセルフ式の自動貸出機で借りることができます。

貸出期間内で、他の人の予約が入っていなければ貸出期限の延長が2回可能です。

WebサービスのMy Libraryからも延長手続きができます。期日までに返却していない図書が1冊でもあれば新たに借りたり、延長したりする事はできません。

返却するときは、図書をカウンターへお持ちください。閉館時は玄関入口に設置してある返却ポストへ入れてください。

5 中央図書館・経済学部分館の図書の利用

中央図書館（文教地区）、経済学部分館（片淵地区）も自由に利用することができます。また、中央図書館、経済学部分館の図書を、医学分館に取り寄せることができます。医学分館の図書とは別に、それぞれの図書館の貸出ルールで借りることができます。返却するときは、どの図書館に返却してもかまいません。

6 視聴覚資料

医学・歯学関係のDVDなどを約700点所蔵しています。館内のパソコン等での視聴および館外への貸出（著作権者許諾済DVDのみ）が可能です。

7 学生希望図書リクエスト

自分が利用したい図書が図書館に無いときは、購入をリクエストすることができます。毎年度10冊までリクエストできますので、積極的に利用してください。

図書館ホームページ → 学習 → 学生希望図書リクエスト → リクエストフォーム

8 レファレンス・サービス(参考調査業務)

研究・調査等に必要な文献や情報を検索するとき、困ったことやわからないことがあれば、図書館のスタッフにお気軽にご相談ください。カウンターのほか、メールや電話でもお問い合わせを受け付けます。個人やグループで、図書館の利用や文献検索についての個別ガイダンスを申し込むこともできます。

9 情報検索・オンラインデータベース

レポートや論文を書く際の資料収集には、蔵書検索(OPAC)のほか、各種のデータベースを利用します。文献情報データベースと電子ジャーナルは連動していて、文献検索から論文本文の閲覧までスムーズに行うことができます。利用方法がわからないときは、お気軽にスタッフにお問い合わせください。

データベース利用講習会も開催していますので、ホームページのお知らせなどをチェックしてください。

蔵書検索(OPAC) <https://opac.lib.nagasaki-u.ac.jp/drupal/>

図書館ホームページ → (白色枠内) OPAC 検索窓にキーワードを入力して検索
長崎大学に所蔵している図書や雑誌の検索ができます。また、貸出中の図書の予約や、他キャンパスの図書の取り寄せ依頼ができます。



長大OPAC

オンラインデータベース

図書館ホームページ → 資料の検索 → データベース

長崎大学が契約する各種のデータベースが利用できます。データベースで文献情報を検索すると、契約している電子ジャーナルの本文に直接アクセスすることができ、たいへん便利です。

長崎大学で利用できる医学系オンラインデータベース(一部)

PubMed	医学・生命科学系で世界最大の文献情報データベース(英語)。長大専用URLからの利用が便利
医中誌Web	国内の医学、歯学、薬学及び関連領域の文献情報データベース
Cochrane Library ★	Evidence-Based Medicine実践のためのデータベース
メディカルオンライン★	国内の医歯薬学関連の電子ジャーナルおよび医療機器・くすりのデータベース。ダウンロード数に制限あり
今日の診療WEB版 ★	『今日の治療指針』『今日の診断指針』など医学書院のレファレンスツール15タイトルを利用できる
SCOPUS ★	全分野の文献情報データベース。論文ごとの被引用数を調べることができる
JCR: Journal Citation Reports ★	雑誌別の論文被引用件数検索データベース。ジャーナルのImpact Factorを調査可能
Visible Body ★	人体解剖学習のためのアプリ。3Dモデル、横断面、MRIスキャン、人体解剖画像、筋肉および骨の3D動作モデル、生理学のアニメーションなどが含まれる

★はリモートアクセス可

10 電子ジャーナル

多くの電子ジャーナル(学術雑誌のWeb版)が利用できます。データベースの検索結果から本文リンクをたどって利用するほか、電子ジャーナルリンク集(学内限定)からも利用できます。電子ジャーナルの利用にあたっては各出版社等の利用条件や著作権法を遵守してください。データの再配布や大量ダウンロードは固く禁止します。

電子ジャーナルリンク集 ※学内限定

図書館ホームページ → 資料の検索 → 電子ジャーナル 雑誌のタイトルやDOI・PMIDで検索可能

リモートアクセスサービス（学外からの電子リソースの利用）

電子ジャーナルや契約データベースは基本的に学内でのみ利用できますが、契約により、学外から利用できる電子ジャーナルやデータベースもあります。

リモートアクセスサービスのページから、長大IDでログインのうえご利用ください。

[図書館ホームページ](#) → [資料の検索](#) → [電子リソースの学外利用](#) → [リモートアクセスサービス](#)

11 電子ブック

[図書館ホームページ](#) → [資料の検索](#) → [電子ブック](#)

学習や研究に役立つ電子書籍が多数利用できます。モバイル端末にダウンロードして利用できるものも多くあります。学外からも利用することができます。

12 Webサービス (My Library)

[図書館ホームページ](#) → [My Library](#) → (ログイン) → [各種サービス](#)

今借りている本の返却期限の確認や、貸出期間の延長などがオンラインでできます。そのほか、文献複写の申し込み、グループ学習室の予約など、いろいろな機能があります。



My Library

13 学生用パソコン・長大Wi-Fi

学内ネットワークが使用できる学生用パソコンをパソコン室に5台設置しています。

館内では長大Wi-Fiも使用できますので、自分のノートパソコンやスマートフォンから学内のネットワークを使用することができます。

学生用パソコンや自分のノートパソコンから館内設置の有料プリンターで印刷することもできます。

14 ICTサポートカウンター

携帯パソコンに関する相談窓口です。パソコントラブル、インストール、セキュリティ、ネットワーク等、パソコンやパソコン周辺機器等に関する質問や相談をすることができます。

受付時間 月・火・木は9:00～17:00、水は9:00～11:30

(水:13:00～17:00、金:9:00～17:00はリモート対応)

15 他大学図書館の利用 (ILLサービス)

他大学の図書館から、文献のコピーや図書を取り寄せることができます（実費負担）。Webサービスからの利用には登録が必要です。はじめてのときは医学分館カウンターでおたずねください。直接訪問して利用する場合で、紹介状が必要な場合はカウンターで申し込んでください。九州地区の他大学図書館は、学生証を提示すると利用できますが、利用したい資料によっては事前の確認が必要な場合があります。詳しくはカウンターで相談してください。

16 館内マップ

館内設置の「医学分館利用案内」をご利用ください。また、ホームページでも公開しています。

[図書館ホームページ](#) → [利用案内](#) → [フロアマップ](#)

17 連絡先等 (医学分館カウンター)

TEL: 095-819-7014 FAX: 095-819-7016 E-mail: medlib@ml.nagasaki-u.ac.jp